

第7章 学生支援

◇本学における学生支援

1. 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

- (1) 学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の内容と当該方針の大学構成員への周知方法

学生支援に関する全学的な方針については、2014年度に策定を行い、本学公式Webサイトを通じて周知している。具体的な内容は次の通りである。

●学生に対する修学支援に関する方針

本学は、単に学問的知識を修得するのみならず、豊かな人格と自立した社会人として活躍する素養を兼ね備え、自ら考えて主体的に行動することができる学生を育成するため、物的・経済的条件を整備するに留まらず、各教育研究組織及び学生支援セクションが有機的に連携し、学生の学修意欲の向上と豊かな人間力の醸成に向けた組織的な学修支援施策を実施するものとする。

●学生に対する生活支援に関する方針

本学は、正課内外の活動一つひとつが学生における成長・発展の糧であり、その総体が豊かな人格形成に資するものであるとの認識の下、これを支える教育研究環境及びキャンパスアメニティの質的向上、奨学金をはじめとする経済的支援制度の整備、心身ともに健康に学び生活するための支援の充実等による、総合的かつ体系的な学生支援を可能とする諸施策の推進に全学を挙げて取り組むこととする。

●学生の進路支援に関する方針

本学は、学生が卒業・修了後においても自らの資質を向上させ、社会的自立を図るために必要な能力の涵養に資するよう、また、本学における修学を通じて、学生自らが自身のキャリアデザインを描き、これに基づく主体的な学びを展開できるよう、正課内外におけるキャリア形成支援を充実するとともに、学生の具体的なキャリアビジョンを具現する上で不可欠な進路・就職支援を推進することとする。

【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

2. 学生への修学支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

- (1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

各学部及び研究科においては学生の円滑な修学に資するため、専任教員をクラス担任やクラス（アカデミック）・アドバイザーとして配置しているほか、演習科目等の担当教員が日常的な学習相談等の支援を行っており、授業への出席が思わしくない等の学生の情報を教員と学部事務室の間で共有し、必要に応じて学生相談室とも連携しながら個々の状況に応じた対応・支援を行っている。加えて、多くの学部においては、前年度までの修得単位数が一定の水準に満たない学生を対象とする履修ガイダンスや個別面談を実施するなどの取組みを行い、その後の学修状況を改善するための支援を行っている状況である。

休学及び退学の申請は学生が所属する学部または研究科の事務室にて行うこととなっている。各事務室においては、申請書受付時には必ず申請理由とあわせて学生の状況についても確認することとしており、大学として支援可能な部分がある場合には、受付を保留した上で関連する学内組織と連携しながら可能な限り学業が継続できるよう対応を行っている。

学部における休学制度については、2015年度より半期単位での休学を可能とする制度改正を行った。その結果、2015年度における休学者数は全学部合計でのべ465名（うち、前期・後期を通じての休学者は156名）であり、2014年度と比較して128名の増加となった。多くの学部においては留学を理由とする半期休学が増加していることから、海外留学をはじめとする学生の主体的な活動を後押しするという制度導入の目的に概ね適合した効果が得られていると推測できる。

他方で、留年については標準修学年限を超えたことによる留年のほか、法学部、文学部及び法務研究科においては所定の学年終了時における修得単位数が一定の基準に満たない者を対象とする進級制限制度を有しており、当該制度の対象となった学生に対しては教員が面談等の指導を行い、状況の把握と学習相談等を実施している。

なお、個々の学部及び研究科における留年者、休・退学者の状況については大学基礎データ（表17 休学者および退学者の状況）、これらへの対応状況については、各組織の記述をご参照いただきたい。

（2）補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況

全学的な補習教育に関する支援体制としては、レポート、論文等の学術的な文章の作成を支援する「ライティング・ラボ」を設置しており、アカデミック・ライティング指導の訓練を受けた大学院学生チーフターがアドバイスを行っている。ライティング・ラボは、開設当初は大学院研究科に在籍する留学生を支援することを目的としていた。その後、2013年度に学部学生を含む全ての学生に利用対象を拡大し、さらに2014年度からは多摩キャンパスに加えて後楽園キャンパスにおいても支援を開始した。2015年度におけるライティング・ラボの利用者数（多摩・後楽園合計）はのべ570名であり、開設以来、増加傾向が続いている。ただし、後楽園キャンパスについては利用者数が低迷しており、2016年度は活動を休止している。

このほか、各学部及び研究科の教育目標・教育内容に応じた取組みを実施している。一例として、理工学部においては入学直後に全新入生を対象とする高校数学・物理理解度テストを実施している。当該テストにおいて一定の正答率を下回った学生に対しては「理解度向上講座」を実施するほか、学部独自に「学習支援センター」を設置し、学習支援に係る個別相談・サポートを行っており、「理解度向上講座」については毎年約350名の学生が受講している。また、法務研究科においては、主に法学未修者を対象に、法務研究科を修了した若手弁護士を中心とした実務講師による正課外のフォローアップを行っているほか、独自に開発したe-learningシステムを用いた教育も行っている。

各学部および研究科の個別の取組み状況については各組織の記述をご参照いただきたい。

（3）障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障害のある学生が入学した際には、学生が所属する学部及び研究科の事務室において本人の状況や大学に対する要望等を聴取し、その上で関連する学内組織及び学生が履修している科目の担当教員等と連携をとりながら、個別の事情に応じた支援・対応を行っている。

加えて、本学では「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を2015年度に策定し、2016年4月より施行している。当該ガイドラインにおいては、全ての教職員が障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害のある学生が障害のない学生と平等に教育・研究に参加できるよう機会の確保に努めることを基本方針に、障害のある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合には大学として合理的配慮を提供するよう努めることを明示している。

合理的配慮に係る具体的な対応としては、学生からの申し出がなされた場合には所属学部・研究科の事務室、保健センター、学生相談室において初期相談を行った上で必要な対応について調整を行うこととし、初期相談の中で調整がつかなかった場合には中央大学障害学生支援検討委員会において審議・調整を行うこととしている。

「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」及び合理的配慮の手続きフローについては、本学公式Webサイトや教職員専用Webサイトに掲載して学内外に周知するとともに、FD活動及びSD活動を通じて教職員に対する啓発活動を行っている。2016年3月にはFD・SD講演会「障害をもつ学生への合理的配慮とは～中央大学における障害学生支援に関するガイドライン制定を受けて～」を実施し、約130名の教職員が参加している。

このほか、障害を有する学生への全学的な支援としては次の様な体制を構築している。

①ノートテイク

主として聴覚障害を有する学生を対象に、学生ボランティアによるノートテイク支援を実施しており、2016年度は5名の学生が利用している。学生ボランティアとしては約100名が登録しており、このうち30名が実際に活動している。

②精神障害や発達障害を有する学生への支援

精神障害や発達障害を有する学生の支援については、学生相談室を中心に各学部事務室等の学内組織が連携して行っているほか、学内にキャンパスソーシャルワーカーを配置している。

学生相談室においては、インタークを通じて支援の方向性を整理した後、カウンセラーが中心となって学生の特性に応じた支援を行うとともに、障害に起因した二次症状等が見られる場合には精神科医が面談し、投薬や外部医療機関への紹介等を行っている。

キャンパスソーシャルワーカーについては、2016年度は多摩キャンパス・後楽園キャンパスに各1名を配置している。全員が臨床心理士の有資格者であり、主として日常的な学生対応にあたる教職員に対して専門的な見地からアドバイスを行うほか、必要に応じて学生との面談を行い、学内の関連組織や担当教員等との連携を図りつつ必要な支援を提案する役割を担っている。

(4) 奨学金等の経済的支援措置の適切性、学生への情報提供の適切性

1) 学内の奨学金制度

本学の奨学金制度は、全学的な管理・運営を行う奨学金制度をベースとしつつも、学部・大学院研究科・専門職大学院研究科の人材養成目的の具現にも資するべく、各教育研究組織独自の奨学金制度を加えた柔軟な制度となっている点が特色である。このうち、全学的な奨学金制度の運営にあたっては、「中央大学奨学委員会」を設置し、奨学金制度の基本方針に関する事項、奨学金に関する政策の決定及び企画・立案に関する事項、各種奨学金制度に関する事項を行っている。

奨学委員会においては、大学を取り巻く社会的環境や経済情勢が変化しているにもかかわらず、奨学金制度全体にかかる検証・検討が長期間なされていないことが課題となっていたことから、「奨学金制度検討ワーキンググループ」において全面的な検証・見直しを行い、学部学生を対象とする奨学金については 2014 年度より新制度に移行している。

旧奨学金制度は、給付奨学金制度と貸与奨学金制度を柱としつつ、給付奨学金については学部・大学院研究科・専門職大学院研究科等、各教育研究組織の意向を反映した弾力的な制度設計としていることに特色を有していたものの、他大学と比較して経済支援型奨学金が手薄であるという課題を有していた。

2014 年度からの新制度においては、奨学金を育英型奨学金と経済支援型奨学金とに大別した上で、まずは従来手薄であった経済支援型奨学金の充実を図ることとし、経済情勢の急激な悪化を背景に時限的措置として設定していた「経済援助給付奨学金（所得条件型）（父母年収合計 300 万円以下から改称、家計基準には変更無し）」を恒常的な制度とともに、「中央大学貸与奨学金」（「入学時貸与奨学金」を含む）は、一定の経過措置期間をもって廃止することとした。その一方で、育英型奨学金については、学部独自の裁量の余地は残しつつも、奨学金受給自体が目的化するのではなく、受給者が奨学金受給後に大学が主催する交流会等へ参加することにより、受給者の自身の成長や大学全体の活性化に資する制度となるよう、「学長賞・学部長賞給付奨学金」を設けている。このほか、入試成績優秀者に対する奨学金については、地方在住の優秀な学生の受験・入学を促進するとともに経済支援的要素を取り入れた「入試出願前予約採用型給付奨学金」（通称：中央大学予約奨学金）を設けている。

これらの制度変更の結果、2015 年度における学部学生を対象とする奨学金（外国人留学生を対象とするものを除く）については、約 1,700 名に対して総額約 373,000,000 円を給付している。給付総額に占める割合としては、経済的支援（家計急変や自然災害によるものを含む）が 33.5% と最も高く、以下、文化・スポーツ・ボランティア等の学生の活動支援を目的とするものが 21.5%、成績優秀者等を対象とする育英を目的とするものが 19.3%、入学試験時の成績が優秀な学生を対象とするものが 12.7%、学生の国外留学の支援を目的とするものが 11.3%、その他の目的が 0.3% となっている。

経済的支援を目的とする奨学金については、旧制度下の 2010 年度と比較して 25.5% の大幅な増加となっており、新制度への移行により格段な充実が図られた。しかしながら、経済的支援を目的とする奨学金については、同規模他大学においては給付奨学金の総額の 50% 程度が平均値（日本私立大学連盟データライブラリー掲載の 2014 年度における給付実績から算出）であり、依然として大きな差がある状況である。また、育英目的の奨学金については、同規模他大学の平均の 1.8 倍に相当する人数の学生に給付を行っているものの、1 名あたりの給付金額でみると他大学平均の 3 分の 2 程度の額に留まっている。

奨学金制度については、現在は一部の奨学金について旧制度による継続給付が存在する過渡期にあるが、2017 年度末を目途にこれまでの運用や実績に係る検証を行っていく予定である。

2016 年度現在、本学が展開している奨学金制度の概要は以下の通りである。これらの奨学金にかかる前年度の給付・貸与の実績については、大学基礎データ（表 18 奨学金給付・貸与状況）をご参照いただきたい。

[表 7-1 学部学生を対象とする奨学金]

名称	種別	金額	給付・貸与期間	募集人数	対象
中央大学学部生給付奨学金	給付	各学部の記述を参照			
学長賞・学部長賞給付奨学金	給付	学部毎に決定	1年間 (再出願可)	学部毎に決定	各学部に在学する2~4年次生(理工学部は4年次のみ)で、学力・人物共に優秀な学生。
中央大学文化・スポーツ活動等奨励給付奨学金	給付	学費相当額を限度とし、奨励内容により異なる	1年間 (再出願可)	25名程度	学内または学外における課外活動等において優れた実績を収めた学生、または今後の成果が期待できる学生。
中央大学経済援助給付奨学金(所得条件型)	給付	法・経・商・文学部生:15万円、総合政策学部生:19万円、理工学部生:22万円 (2015年度前期実績)	前期・後期 (再出願可)	—	修学意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生
中央大学応急奨学金	貸与 (無利子)	学費相当額以内	1年間	—	家計急変事由により修学の継続が著しく困難となった学生(要相談)。
中央大学国外留学生奨学金	給付	(年額)30万円限度 (留学先地域及び留学期間に応じて決定)	1年間	—	認定留学生・交換留学生のうち、特に学力が優れている学生。
中央大学外国人留学生奨学金(学部入学時給付奨学金)	給付	授業料・実験実習料の30%相当額	1年間	—	受け入れ留学生(1年次)のうち特に学力が優れている学生(国費留学生を除く)。
中央大学外国人留学生奨学金(学部・給付奨学金)	給付	授業料・実験実習料の50%相当額	1年間 (再出願可)	—	受け入れ留学生(2年次以上)のうち特に学力が優れている学生(国費留学生を除く)。
中央大学指定試験奨学金	給付	学費減免後の授業料・実験実習料の4/5相当額	1年間 (再出願可)	50名程度	大学が指定する国家試験(公認会計士試験・国家公務員総合職試験)を受験する修学延長学生(5年次以上)
中央大学入試出願前予約採用型奨学金(通称:中央大学予約奨学金)	給付	授業料相当額半額	4年間 (継続審査あり)	100名程度	本学への入学を希望する首都圏(東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県)以外の学業成績が優秀な受験生。
中央大学貸与奨学金	貸与 (無利子)	(月額)4万円・6万円のいずれかを選択	1年間 (再出願可)	—	能力・修学意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生(3年次以上)

[表 7-2 大学院学生を対象とする奨学金]

名称	種別	金額	給付・貸与期間	募集人数	対象
中央大学大学院給付奨学金	給付	法学・経済学・商学・文学研究科:40万円(ただし、研究科委員会が適当と認めた場合は、その額を2分の1(20万円)に変更することがある) 理工学・総合政策・公共政策研究科:50万円とする。ただし、研究科委員会が適当と認めた場合は、その額を2分の1(25万円)に変更することがある。	1年間	約41名 (博士前期・修士課程)	博士前期・修士課程の1~2年次生のうち、大学における学業成績または研究能力が特に優れている者。
飯塚毅奨学金	給付	25万円	1年間	1名	法学研究科博士後期課程の1年次生のうち、学業成績・人物ともに優秀と認められる者。
中央大学大学院指定試験奨学金	給付	在学料相当額または1/2相当額	1年間	50名以内 (1/2額の場合)	博士前期・修士課程の在学生のうち、本大学院が指定する国家試験(国家公務員総合職試験、公認会計士試験及び弁理士試験)の受験を志し、学力・研究能力及び人物ともに優れている者。
中央大学国外留学生奨学金	給付	(年額)30万円限度 (留学先地域により異なる)	1年間	約60名	認定留学生・交換留学生のうち、特に学力が優れている学生。
中央大学外国人留学生奨学金(学部・大学院給付奨学金)	給付	在学料・実験実習料の1/2相当額	1年間 (再出願可)	70名 (うち学部生約30名)	外国人留学生のうち特に学力が優れている学生(国費留学生を除く)。
中央大学貸与奨学金	貸与 (無利子)	(月額)4万円・6万円のいずれかを選択	1年間 (再出願可)	約40名	能力・修学意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生 ※2016年度以降廃止
中央大学応急奨学金	貸与 (無利子)	学費相当額以内 (入学金を除く)	1年間	—	家計急変事由により経済的に修学が困難となった学生(要相談)。
中央大学大学院特別奨学金	貸与 (無利子)	(月額)4万円・6万円のいずれかを選択	1年間 (再出願可)	約30名	博士後期課程4年次生以上在籍の者で、すでに研究業績を有し、なお今後研究を継続しようとする者。
中央大学入学時貸与奨学金	貸与 (無利子)	入学金を除く初年度学費等相当額	1年間 (入学年度のみ)	—	中央大学大学院への入学を決定しており入学金を納入し、その他の学費等を納入することが極めて困難な者。

個々の奨学金の運用に係る検証については、奨学委員会において隨時行い、必要に応じて制度及び出願期間等の変更を行っている。

2015年度は経済援助給付奨学金（父母年収合計300万円以下）における新入生の出願について、本学に定着して学修を継続しうる者を支援することを趣旨に、①入学年度の前期において単位取得があることを要件とする、②出願時期を1年次後期からとする、の2点について変更を行った。あわせて、半期休学及び秋卒業の導入を受け、学費納入時期とあわせて年2回（春・秋）に出願・選考を行う方式に改めた。これらの制度変更の結果、2015年度秋募集については、1年生を含めて387名、2016年度春募集については前年度と同数の373名が採用されている。

また、中央大学予約奨学金については、採用内定者を各学年100名程度と想定していたが、2014・2015年度ともに出願者数が少なく、当初見込みを大きく下回る状況となっていた。この状況をうけ、奨学委員会では2015年度内に検証を行い、2016年度募集にあたっては、当該奨学金にかかる基本方針を変更しない範囲での出願資格の緩和を行うこととし、給与所得者の父母年収合計を500万円以下から700万円以下に、高校在学時の評定平均値を4.3以上から4.1以上に変更した。その結果、2016年度は応募者数が急増し、制度導入後初めて予定を超える延べ106名（実人数92名）を内定者とし、最終的に出願学部に入学した21名を採用している（前年度比15名増）。

なお、大学院学生を対象とする奨学金制度については、大学院研究科委員長会議の下で新制度移行に向けた検討を継続的に行っている。

2) 学外の奨学金制度

学外の奨学金制度については、日本学生支援機構をはじめ、他の学外の諸団体の募集する奨学金制度の案内や奨学生の推薦等を行っている。このうち、日本学生支援機構貸与奨学金については、2015年度は学部学生6,815名、大学院学生258名、専門職大学院学生316名（いずれも第1種・第2種合計）の利用実績があった。

3) 各種奨励制度

以下の制度は、学術及びスポーツ分野等における学生の活動を奨励する目的であり、前述の奨学金制度とは趣旨が異なるが、本学においては奨学金的な性格も有している制度であることからあわせて記載する。

- ・渋谷健一奨励賞
- ・船木勝馬学術奨励賞
- ・瀧野秀雄学術奨励賞
- ・茨木龍雄学術奨励賞
- ・水野富久司スポーツ奨励賞
- ・久保田昭夫女子スポーツ奨励賞
- ・三重野康・高木友之助記念学術奨励賞

4) 学生に対する情報提供等

奨学金制度に関する情報については、本学公式Webサイトに集約して発信しているほか、受験生を対象とする大学案内、各種入学試験の出願書類にも掲載し、広く周知を行っている。前述の通り、2015年度においては経済援助給付奨学金（父母年収合計300万円以下）について出願資格や出願時期について変更を行ったが、Webサイト等を通じた周知に努めた結果、出願漏れによるトラブル等もなく、ほぼ前年度と同水準の出願実績となっている。

このほか、各学部・研究科独自の奨学金については、C plusをはじめ、学部事務室及び大学院事務室窓口や掲示板でも周知を行っている。

参考

【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 障害を有する学生への更なる支援の充実に向けては、キャンパスソーシャルワーカーが配置されたが、修学からキャリアデザインまでを見据えた長期的支援体制のあり方や支援にあたっての方針等の具体的な内容について明確化していく必要がある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 障害を有する学生への支援については、学部長会議の下に設置された検討委員会において障害を有する学生に対する合理的配慮に関するガイドライン及び当該ガイドラインに基づく支援体制のあり方に係る検討を行っており、2015年度末を目途に策定を行う予定となっている。また、キャンパスソーシャルワーカーによる支援については、2015年度より学内にCSW連絡会を立ちあげ、情報交換・ケース検討等を定期的に行っており、今後はこうした取組みを通じて、PDCAサイクルを構築し、大学として一定程度の支援方針の共通化を図っていくこととする。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 障害を有する学生への支援の充実に向けては、2016年4月から「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を施行した。当該ガイドラインにおいては、障害を有する学生の支援に係る大学としての基本方針や、学生からの意思表示があった場合には合理的配慮を提供するよう努めることについて明示しており、本学公式Webサイト等を通じて学内外に対して周知を行っている。合理的配慮の提供及び障害のある学生への差別の解消の推進に向けては、中央大学障害学生支援検討委員会を設置したところであり、今後は障害のある学生への全学的な支援の枠組みについても、同委員会の下に設置したワーキンググループを中心に検討を行っていく予定となっている。

なお、CSW連絡会については、2015年度はほぼ月1回のペースで開催し、関係部署間での情報交換・ケースの検討に努めており、2016年度も継続的に実施している。

【2016年度自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 障害を有する学生への支援については、基本的な方針を示すものとして「中央大学における障害学生支援に関するガイドライン」を策定・公表するとともに中央大学障害学生支援検討委員会を設置したところであるが、具体的な支援については既存組織が連携しながら対応している状況であることから、組織的かつ継続的な支援に向け、支援組織の整備・充実も視野にいれた検討を行っていく必要がある。
- 学長賞・学部長賞給付奨学金及び中央大学予約奨学金については、大学全体としての活性化や学生募集の強化を企図して新設した奨学金であるが、審査・採用等の実際の運用は学部単位となっているため、採用実績や採用後の効果の面において期待した効果が得られていない部分があり、検討が必要である。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 障害を有する学生への支援については、2016年度に新たに設置した中央大学障害学生支援

委員会及び同委員会の下に設置したワーキンググループが中心となり、対応事例の蓄積や現状把握を行いつつ、大学としての支援を継続的かつ安定的に行っていくための方策について検討を行っていくこととする。

- 学長賞・学部長賞給付奨学金及び中央大学予約奨学金等、学部学生対象の給付奨学金については、奨学委員会において、2017年度末を目指してこれまでの運用や実績に係る検証を行い、財政上の裏付けも含めて各制度にかかる見直しを行う予定となっている。2016年度はこれに向けて、給付奨学金を受けた学生の追跡調査や、同規模他大学等の情報収集と分析に努める。

3. 学生の生活支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮（生活相談担当部署の活動の有効性を含む）

1) 保健センター

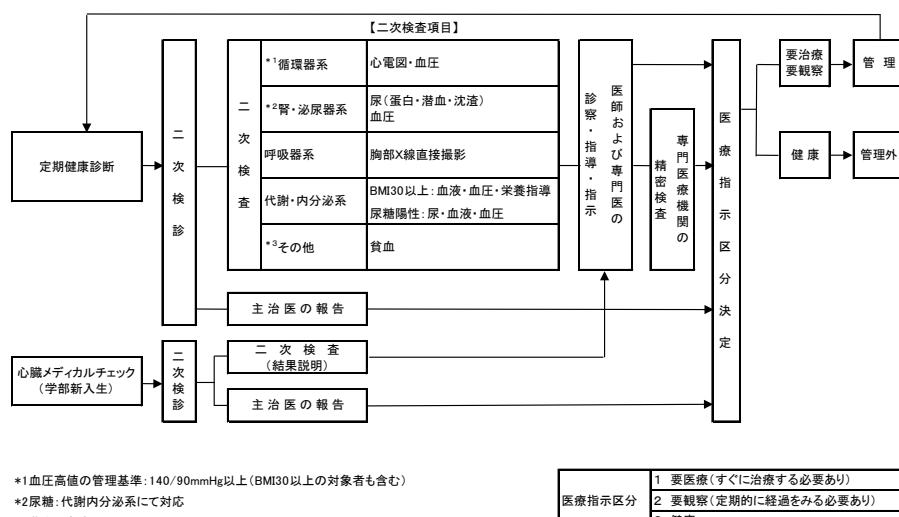
本学は、教職員及び学生の健康の保持・増進を図り、必要な医療を提供することを目的に「保健センター」を設置している。現在、多摩キャンパスに保健センターを、後楽園キャンパス及び市ヶ谷キャンパスに保健センター分室を置き、医療法に基づく「診療所」として医療業務を行っており、健康面・衛生面から安全かつ円滑な大学運営並びに教育研究活動を支えている。

保健センターにおいては、3名の医療管理者による医療管理者会議、多摩キャンパスと都心キャンパス（後楽園及び市ヶ谷）毎の医療スタッフミーティング、事務職を含めた専任職員打合せ（いずれも月1回）や、専任・嘱託に限らない医療スタッフのキャンパス間異動を継続して実施しながら、保健センター業務の充実及びキャンパス間におけるサービスや技術の均等化を図っている。

① 保健管理

本学の学生の保健管理体系について、本学においては、学校保健安全法に基づく定期健康診断及び事後措置として二次検診（再検査）、保健指導、健康相談、専門医の紹介等を実施している。

「図 7-1 学生保健管理体系」



a. 定期健康診断

学生を対象とする定期健康診断は、毎年4月初旬の学習指導期間中に、多摩キャンパスで5日間、後楽園キャンパスで2日間それぞれ別日程にて実施している。

また、この定期健診とは別に、多摩キャンパスでは5月初旬に障害のある学生を対象に健康診断を実施している。このほか、大規模な自然災害やインフルエンザ等の感染症による登校禁止措置等により、指定された日程で受診できない学生が多数にのぼる場合には後日臨時の日程を設定し、ひとりでも多くの学生が受診できるよう配慮している。さらに、定期健康診断を受診した学生のうち、就職、受験及び授業等で健康診断証明書に追加項目を必要とする学生のために臨時健康診断を随時実施しているほか、後楽園キャンパスにおいては授業に関連する遺伝子組み換え実験に従事する者の健康診断を行っている。

定期健康診断における検査項目は、身長・体重測定（BMI25以上はパンフレット配付等で生活指導）、視力検査、尿検査、胸部X線検査（間接撮影）、診察（聴打診、問診、視診）、ヘルスチェック（二次検診対象者については検査予約、外部医療機関の紹介、BMI30以上は血液検査及び管理栄養士による栄養指導の予約）であり、法令上の定めに関わらず各学年に対して同一項目の定期健康診断を実施することにより、診断結果に基づく継続的かつ充実した保健管理体系を維持するとともに、学生個々人の健康診断にかかる経済的負担の軽減にも資するものとなっている。

定期健康診断の受診率は学部学生においては表7-4の通り例年80%前後で推移しており、定期健康診断に始まる保健管理体系は有効に機能していると分析している。しかしながら2016年度における受診率は80%を下回ったため、このことの要因分析が喫緊の課題となっている。

[表7-3 定期健康診断受診者数内訳]

	学部学生	大学院生	専門職 大学院生	科目等 履修生	合計
2012年度	21,226人	1,071人	492人	48人	22,837人
2013年度	20,709人	968人	497人	39人	22,213人
2014年度	20,650人	896人	469人	25人	22,040人
2015年度	20,256人	862人	483人	27人	21,628人
2016年度	19,255人	836人	406人	28人	20,525人

※ 学部学生には修延生を含む

[表7-4 定期健康診断学部学生学年別受診率]

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
1年生	98.7%	99.1%	98.4%	97.5%	98.7%
2年生	76.8%	76.6%	76.3%	71.8%	65.7%
3年生	84.7%	82.7%	81.7%	76.2%	71.7%
4年生	83.2%	81.1%	80.0%	84.8%	81.3%
5年生以上	50.4%	46.5%	46.3%	40.2%	44.0%
平均受診率	83.8%	82.9%	82.3%	82.7%	77.6%

※ 平均受診率には修延生を含む

このほか、学部新入生全員（学士入学生・編入学生を含む）を対象とする心臓メディカルチェック（心電図検査）を、定期健康診断期間中に実施しており、各年度とも受検率は97%以上と極めて高くなっている。

学生の健康診断結果及び心臓メディカルチェックの結果については学生健康管理システムで管理しており、全学証明書自動発行システムを用いて健康診断証明書の発行が可能となっている。加えて、2015年度からはmanabaを活用して受診者個人への結果の開示を行っているが、manabaを通じて健康診断結果を閲覧した学生は受診者数の約25%に留まっており、より多くの学生に閲覧を促すための方策を検討する必要がある。

定期健康診断は、全ての在学生を対象としていることから、実施に際しての実施体制の整備・調整が毎年の大きな課題となっている。特に、他大学等の定期健康診断が同時期に集中することや、昨今の医師不足により毎年必要な医師数の確保に苦慮しており、協力医療機関に加えて人材派遣会社からも医師の紹介を受けて対応している。また、受付、案内及び誘導等の業務については、会場内の対応において専門性を求められることや、受診学生の個人情報保護を徹底するため、専門業者に業務を委託して対応している状況であり、必要人数の確保には十全な準備が必要となっている。

b. 二次検診

定期健康診断及び心臓メディカルチェックで新たに所見を認めた学生と前年度から経過観察中の学生に対しては、二次検診を実施し、さらに詳細な検査等が必要な場合には外部医療機関の紹介を行っている。定期健康診断後の二次検診等の措置は、循環器系、腎・泌尿器系、呼吸器系、代謝・内分泌系、その他に分類してきめ細かく行っている。また、外部医療機関で治療または経過観察中の学生については主治医からの報告書(病歴調査票)を通じてその疾患の症状等を把握している。

なお、二次検診は疾患別に専門医が対応することとしているが、二次検診にあたる専門医の安定的な確保が継続的な課題となっていることから、本学では国立病院機構災害医療センター各科医局や東海大学医学部付属八王子病院、北里大学病院循環器内科医局との連携を構築することで更なる充実を図っている。しかしながら、検診の質を維持する上では、将来的には要員確保が困難となる可能性を考慮し、大学病院や基幹病院とのさらなる提携を行っていく必要がある。

c. 保健指導・栄養指導・健康相談

生活習慣に伴う疾病対策のため、定期健康診断時にBMI25以上の学生には肥満解消のためのパンフレットの配付を、BMI30以上の学生及び前年度の保健指導対象学生には血液検査、医師・看護師による保健指導及び管理栄養士による栄養指導を行い、「健康」に対する注意を喚起している。また、多摩キャンパスの保健センター内には健康相談室を開設し、日常的な健康相談について保健センター所属の保健師及び看護師が対応を行っている。

保健指導及び健康指導にあたっては、インボディー(体成分分析装置)を活用し、体重、体脂肪量だけではなく体内の水分量や骨量、内臓脂肪推定値、筋肉バランス、部位別骨格筋量等、多面的に測定した上で実施しており、充実した指導が可能となっている。

②診療

本学の保健センターは、医療法に基づく「診療所」として医科及び歯科の診療を行っている。医科については内科系中心の初期診療を行っており、診察内容は感冒などの呼吸器系や下痢・腹痛等の消化器系の急性疾患及び高血圧症・脂質異常症・胃潰瘍等の慢性疾患に対応し、外科・整形外科系では授業・課外活動中の怪我、通学時のバイク・自転車の事

故等の外傷に対応しており、外部医療機関での医療が必要な場合は、適宜診療依頼するなどの措置をとっている。また、疾病・外傷により保健センターに来室できない場合には、看護師及び必要に応じて医師が緊急出動して治療にあたる体制も整えている。診療については、保健センターは保険医療機関の指定を受けていないため、本学独自の「中央大学保健センター診療費等に関する基準」を制定し、診察料（初診料・再診料）は無料、薬剤料は保険点数料金に準じた額、諸検査料は保険点数料金の半額とするなど、学生の負担の軽減を図っている。

さらに、多摩キャンパスの保健センター内には歯科診察室を設置し、授業実施期間中に週3日開室している。

[表7-5 保健センター受診者数]

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
多摩（医科）	6,302件	7,162件	5,997件	6,137件	6,651件
多摩（歯科）	765件	797件	723件	619件	672件
後楽園	1,361件	1,161件	1,141件	1,033件	1,038件
市ヶ谷	750件	887件	833件	705件	573件
計	8,413件	9,210件	7,971件	7,875件	8,262件

診療受付時間は表7-6に示す通りである。なお、多摩キャンパスの保健センターについては、従来は平日の昼間診療時間は10時から16時30分（12時～13時を除く）、夜間診療として17時30分から19時30分まで診療を行っていたが、2014年度に実施した利用者数調査を踏まえて見直しを行い、2016年度から午後の診療を13時から18時まで休診時間帯を設けず開室することとし、利用者の利便性の向上を図っている。

[表7-6 保健センター診療受付時間] (授業実施期間中)

キャンパス		診療受付時間	
多摩	医科	月～金	10:00～11:50 13:00～17:50
		土	10:00～11:50
	(予約制) 歯科	水・木・金	10:00～11:30 13:00～15:00
		月～金	13:00～18:50
後楽園	医科	土	10:00～11:50
市ヶ谷	医科	月～金	12:00～17:50

医療スタッフについては、表7-7の通り、専任・常勤・非常勤合わせて相当数を確保している。日常診療は主に協力医療機関から派遣された医師が担当している。

このほか、入学式・卒業式、各種入学試験、中大杯スポーツ大会、通信教育課程夏期スクーリング、オープンキャンパス、大学祭、ホームカミングデー等の多人数が参加する学内行事においても救護体制をとっている。また、学生の健康管理だけでなく教職員の健康管理も担当し、産業保健業務（労働安全衛生関係業務）にも深く関わっているため、変化する行政施策への対応もあり業務は拡大傾向にある。このような状況に対応すべく医療スタッフの充実を図るとともに人材の育成に努めている。

[表7-7 保健センター医療スタッフ一覧 (2016年5月1日現在)]

	多摩キャンパス	後楽園キャンパス	市ヶ谷キャンパス
専任医師	1人	1人	—
常勤嘱託医師	—	—	1人
非常勤嘱託医師※	6人	5人	4人

非常勤嘱託産業医	1人	—	—
専任保健師	—	1人	—
専任看護師	3人	—	—
嘱託保健師	2人	—	1人
嘱託看護師	1人	2人	1人
嘱託薬剤師	1人	—	—
嘱託医療事務職員	1人	—	—
専任事務職員	4人	1人	—

※1日1人勤務体制

③予防教育、安全・衛生教育

a. 学生への広報活動

本学の健康関連行事、健康情報及び医療情報等については、本学公式 Web サイト、C plus 等を通じて提供している。このうち、健康関連行事としては、個々の学生が健康についての関心を高め、健康志向の生活に改善するよう働き掛けることを目的に、多摩キャンパス、後楽園キャンパス及び市ヶ谷キャンパスにおいて毎年1回「健康フェア」を実施し健康啓発活動に努めている。「健康フェア」では、インボディ（体成分分析装置）による脂肪量、筋肉量等の測定のほか、呼気 Co 測定、運動指導、栄養・生活指導、禁煙指導等を行っており、毎年700名前後の多数の学生が参加している。

b. 感染症への対応

学校保健安全法で指定された感染症が発生した場合、本学においては感染状況の把握、学生・教職員へ情報提供による注意喚起及び抗体検査や予防接種に対応する近隣医療機関の紹介等で対応している。患者発生時には感染拡大を防ぐため、感染症に関する Web サイトを開設し、迅速かつ正確な情報を随時更新しているほか、平素から予防策等の情報提供を行っている。

このほか、破傷風予防接種については、本学において学生のサークル等を支援する組織である学友会に所属する団体の希望者を対象に毎年実施している。

c. 薬物乱用防止等

本学の大麻等薬物乱用防止啓発会議が実施する薬物乱用防止キャンペーンの一環として、学生・教職員・保護者を対象に本学公式 Web サイト等を通じて広報活動を行っている。

d. AED（自動体外式除細動器）の設置

緊急時に使用する AED を各キャンパスに設置している。2015 年度までに、多摩キャンパス 9 台、後楽園キャンパス 2 台、市ヶ谷キャンパス・市ヶ谷田町キャンパス・駿河台記念館各 1 台を設置し、新たに 2016 年 3 月に多摩キャンパスに 5 台増設した。

以上のように本学における学生の保健管理体制は年々充実したものとなっており、また、新たな健康増進のための取組みや学生の心身の健康の保持・増進のための配慮がなされるなど、適切かつ充実したものとなっている。また、予防活動及び安全配慮についても、平素よりこれらを促す広報活動及び対応を行っており、これらは適切に行われているといえる。

2) 学生相談室

本学では、学生生活上の相談窓口として多摩キャンパスと後楽園キャンパスに学生相談室を、市ヶ谷キャンパスに専門職大学院学生相談室を設置し、学生や父母・友人等の関係者からの相談を受け付けている。一般的に相談室の形態は「よろず相談型」、「カウンセリング型」、「医療型」という3つの形態に区分されるが、本学では最も間口の広い「よろず相談型」を採用しており、「間口は広く奥行きは深く」を基本方針に、学業のみならず学生生活で生起する多種多様な問題について相談を受け付けている。

学生相談室では、精神科医・心理カウンセラー・弁護士に加え、各学部から選出された教員相談員及び各学部事務室・大学院事務室の各事務長をはじめとする職務上職員相談員が相談業務に就いており、相談の内容によって学部事務室をはじめとする学内組織、外部医療機関や父母等との連携の下で、解決に向けたサポートを行っている。

学生等への周知については、本学公式Webサイトへの掲載や入学時の学園生活オリエンテーション等における説明、パンフレット配布を通じて行っているほか、学生の父母等に向けては父母対象広報誌『草のみどり』等を通じて紹介を行っている。

具体的な相談の体制として、多摩キャンパスの学生相談室においては、月～金曜日は精神科医を1名、心理カウンセラーを1名（木曜日のみ2名）配置し、メンタル面で問題を抱えた学生に対応しているほか、法律問題の専門家として弁護士を水曜日に1名配置し、学生をターゲットとした悪質商法やトラブルなどが発生した場合に助言を受けながら解決していくことが可能な体制を整備している。加えて、各学部の専任教員による学生相談員が隨時学生相談対応できる体制としている（表7-8）。

後楽園キャンパスの学生相談室においては、月～金曜日に精神科医か心理カウンセラのいずれか1名を配置する体制としているほか、キャンパスソーシャルワーカー1名を配置している（水曜日については、キャンパスソーシャルワーカーが嘱託心理カウンセラーとしての相談にも対応）。（表7-9）。

[表7-8 学生相談室相談員一覧（多摩キャンパス、2016年度）]

曜日	時間	相談員名	相談内容
月曜日	13:00～17:00	嘱託精神科医	精神衛生
	11:00～17:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係・性格、心理
火曜日	10:00～14:00	嘱託精神科医	精神衛生
	11:00～17:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係・性格、心理
水曜日	11:00～15:00	嘱託精神科医	精神衛生
	11:00～17:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係・性格、心理
	15:30～17:00	嘱託弁護士	法律問題
木曜日	13:00～17:00	嘱託精神科医	精神衛生
	10:00～16:00	嘱託心理カウンセラー (2名)	対人関係・性格、心理
	11:00～17:00		
金曜日	12:00～16:00	嘱託精神科医	精神衛生
	11:00～17:00	嘱託心理カウンセラー	対人関係・性格、心理
教員相談員		専任教員 法学部 3名 経済学部 4名 商学部 4名 文学部 5名 総合政策学部 2名	学業、留学、課外活動、学生生活、資格試験、キャリア開発、健康、身体、対人関係、生活、人生 etc.
職務上相談員 [随時]		専任職員 14名	

[表7-9 学生相談室相談員一覧（後楽園キャンパス、2016年度）]

曜日	時間	相談員名	相談内容
月曜日	10：00～16：00	嘱託心理カウンセラー	対人関係、性格、心理
火曜日	10：00～14：00	嘱託精神科医	精神衛生
	11：00～17：00	嘱託心理カウンセラー	対人関係、性格、心理
水曜日	10：00～17：00	嘱託心理カウンセラー	対人関係、性格、心理
木曜日	11：00～17：00	嘱託心理カウンセラー	対人関係、性格、心理
金曜日	10：00～14：00	嘱託精神科医	精神衛生
教員相談員	専任教員 理工学部 3名		学業、課外活動、進路、 学生生活全般 etc.
職務上相談員〔随時〕	専任職員 3名		

市ヶ谷キャンパスの専門職大学院学生相談室は専門職大学院に在籍する学生を対象とし、専門職大学院学生相談室委員会がその運営にあたっている。メンタルに関わる相談には、精神科医2名（相談時間 毎週水・木曜日 13時～17時）と心理カウンセラー1名（相談時間 毎週金曜日 13時～17時）が対応し、その他の事項については、専門職大学院各研究科から選出された9名の教員相談員が対応する体制をとっている。専門職大学院学生相談室については、法務研究科が所在する市ヶ谷キャンパスに置かれていること、法務研究科以外の専門職大学院研究科は大半の学生が社会人であることから、その利用者の9割以上が法務研究科の在学生であることが特徴である。

各キャンパスの学生相談室における過去5年間の相談受付件数（のべ数）は下表の通りである。

[表7-10 学生相談室 年間相談件数（のべ数）]

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
<多摩キャンパス> 学生相談室	3,265件	3,368件	3,589件	3,976件	3,449件
<後楽園キャンパス> 理工学部学生相談室	827件	561件	645件	610件	662件
<市ヶ谷キャンパス> 専門職大学院学生相談室	300件	128件	78件	118件	123件

学生の相談内容については、その内容に応じて、①A領域：（学業）・課外活動・資格試験・留学等、②B領域：進路・就職等、③C領域：精神衛生・性格・宗教・対人関係・健康・恋愛等、④D領域：法律・学費・家計・生活等、の4領域に分類しているが、多摩キャンパス・後楽園キャンパスの学生相談室においては、このうちC領域の相談が占める割合が相談件数全体の5割を占めている。加えて、C領域の相談については、他の領域と比較して1人の来談者に対して継続した対応が必要となり、複数回の来談が生じるケースが多いことから、これに対応する専門スタッフの安定的な確保や相談スペースの拡充がいずれの相談室においても課題となっている。

他方で、大学生活において支援を必要とする学生を継続的に支援していくにあたっては、学生相談室での対応のみならず、日常的に学生と接する教職員が大きな役割を担う必要があるため、学生相談室では教職員に対する情報発信・意識啓発にも注力している。

具体的な取組みとしては、各学部教授会において毎年1回、学生相談室の専門スタッフ（精神科医、心理カウンセラー）による精神衛生に関する懇談会を開催し、困難を抱える学生への気づきのきっかけとなるように事例の紹介を行っているほか、日常の学生対応の際に教職員が留意すべきポイントを共有することを目的とした冊子『教職員のための

学生相談ハンドブック『気になる学生に出会ったら』を作成し、教職員専用 Web サイトで公開するとともに、新任の専任教職員には冊子の配布も行っている。加えて、職員に対しては、「職員のための学生対応スキルアップ・セミナー」を毎年開催し、学生相談に関連するテーマで講演を行っている。このセミナーは、日常的に学生と接する機会が多い職員に向けて、精神科医や心理カウンセラーが直接講演を行うものであり、2015 年度については多摩キャンパスにおいて 3 回実施し（講演テーマは、①「カウンセラーに学ぶ 話の聴き方・接し方」、②「学生アルバイトで生じるトラブルとその対応」、③「心の病気を予防する」）、延べ 40 名の職員の参加が得られた。セミナーの内容は講義録としてとりまとめ、全部課室に配布して広く情報を共有している。また、理工学部においては、各学科・教室からの代表と学生相談員である教員、理工学部事務室スタッフの間で、メンタル面で困難を抱える学生や発達障害等の症状を理解した上で対応が必要となるケースに係る対応事例の情報共有と対応方策についての意見交換を行うことを目的に「学生生活に関する連絡懇談会」を不定期に開催し、組織的な対応に努めている。

さらに本学では、これらの取組みに加えて、学生の変化に早い段階で気づき、学生相談室への来談を促すなど、日常的に学生と接している教職員全体で学生を見守りながら支援を行っていく仕組みとして、「心に困難を抱える学生のための支援体制」を 2012 年度から構築している。この取組みは、各学部から教員 1 名・職員 1 名、キャリアセンターから複数名の支援担当者を選出し、悩みを抱えながらも学生相談室を訪れていない学生に早い段階で気づき、学生相談室を中心に関連する学内組織が連携しながら必要な支援を継続して行うものであり、学生相談室と各組織との間の日常的な連携・支援に加えて、支援担当者間の情報共有を目的とした懇談会を毎年実施し、各担当者の情報交換及び協力関係の強化に努めている。

（2）ハラスメント防止のための措置の状況

ハラスメント防止・啓発に向けては、2007 年 4 月に大学としての基本方針として「中央大学ハラスメント防止啓発宣言」を制定するとともに、同宣言とあわせて制定した中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程及び中央大学ハラスメント防止啓発ガイドラインに基づき、組織的な取組みを行っている。

中央大学ハラスメント防止啓発宣言ならびにハラスメント防止啓発に向けた大学の取組みに係る周知については本学公式 Web サイトを通じて行っているほか、構成員の属性に応じた周知を行っている。具体的に、学生に対しては入学時のガイダンス等においてハラスメントについての啓発とリーフレットの配布による防止啓発活動を実施している。専任教員に対しては教授会におけるリーフレットの配布、兼任教員に対しては冊子「兼任教員ガイド」への掲載を通じた支援に加え、4 月の授業開始時期に兼任教員用レターボックスにリーフレットの配布を行っている。このほか、正課授業以外の法職講座や経理研究所等の講師に対してもリーフレットを配布して啓発を行っている。また、職員に対しては、全部課室へリーフレットを毎年配布することにより周知している。

これら媒体による周知に加え、後述する防止啓発活動を展開している。

1) ハラスメント防止啓発に関する組織体制等

本学におけるハラスメント防止啓発に関する組織体制は、中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程において、「本学におけるハラスメントの防止啓発活動を統一的かつ継

続的に行うため、防止啓発委員会を置く」(同規程第24条)、また、「ハラスメントに関する業務を処理するため、防止啓発委員会の下に防止啓発支援室を置く」(同規程第39条)と定めている。ハラスメント防止啓発委員会は法人及び教学の各組織から選出された委員により構成され、ハラスメント防止啓発支援室は法人事務組織の位置づけである。

ハラスメント防止啓発委員会の下には、日常的な防止啓発活動と事案解決に当たる組織としてハラスメント防止啓発運営委員会(同規程第29条)を設置し、ハラスメント防止啓発支援室と連携して、ハラスメント事案の解決に向けた対応にあたるとともに、ハラスメントのない快適な教育・研究、就業環境を作りだし、維持するための防止啓発活動を行っている。運営委員会は、各学部、各研究科、各附属中学・高校教諭及び事務職員から理事長が委嘱した35名で構成している。なるべく多くの防止啓発運営委員が事案対応を担当することで特定の委員に負担が偏らないようにするため、4名毎の月当番を決めており、それぞれの運営委員に経験が蓄積され、よりスムースな事案解決及び防止啓発支援活動を可能にしている。なお、事案内容によっては当該組織に所属する委員は担当から外す等の配慮を行っている。

さらに、運営委員会の中には具体的な日常業務を遂行することを目的として、運営委員長及び運営副委員長で構成される常務委員会(同規程第36条)を設置し、多様な相談に對して柔軟な対応を可能にしている。

日常的なハラスメントの相談については、ハラスメント防止啓発支援室(多摩キャンパス)、学生相談課(多摩キャンパス)、理工学部学生生活課(後楽園キャンパス)、専門職大学院事務部(市ヶ谷キャンパス及び市ヶ谷田町キャンパス、後楽園キャンパス)及び通信教育部事務室が窓口となり、直接来室・電話による相談を受けている。さらにハラスメント防止啓発支援室では、FAX、メール、手紙での相談にも対応することとし、相談者がアクセスしやすい相談体制を整えている。

2) ハラスメント防止啓発活動等

ハラスメントに対する正しい理解と防止啓発を目的に、リーフレットの配布による周知に加えて以下のような取組みを実施している。

① 講演会・研修会

学生、教職員、附属高校生それぞれを対象とした講演会を毎年度実施している。2015年度は、学生対象の講演会は7回、教職員対象の講演会・研修会は12回、附属高校生徒対象の講演会は4回実施している。

学生及び教職員を対象とする講演会については、多摩キャンパスのみならず後楽園キャンパスでも開催し、構成員が年間に1回は参加が可能となるよう配慮している。また、新任の教職員に対しては全員に対してハラスメント防止啓発に対する理解と意識を高めるための研修を実施している。

② 防止啓発キャンペーン

防止啓発キャンペーンについては、2008年度よりハラスメント防止啓発の趣旨に賛同して活動している学生団体(名称:NON HARASSMENT PROJECT<略称NHP>)が、ハラスメント防止啓発委員会と協働で企画から運営まで行っている。2015年度の防止啓発キャンペーン(多摩キャンパス)においては、①防止啓発キャンペーンの趣旨に賛同する学

生団体の中央ステージにおけるパフォーマンス、②ブラックバイト及びデートDVをテーマとした劇の上演と問題提起、③図書館ギャラリーにおけるハラスメントに関する展示等の企画、④NHP の活動についての PR を実施した。更に、多摩キャンパスと後楽園キャンパスにおいては、⑤外部講師（渡辺真由子氏（メディアジャーナリスト、慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員）によるネット・リテラシーに関する講演会（「ネット・SNS トラブルを未然に防ごう！」）を実施した。後楽園キャンパス、市ヶ谷キャンパス、市ヶ谷田町キャンパスにおいては、展示形式のキャンペーンを実施している。さらに、多摩キャンパスと後楽園キャンパスにおいては、外部講師によるストーカーに関する講演会を実施した。これらの取組みは、学生はもとより、多くの構成員のハラスメント防止に関する意識を醸成するきっかけになっている。

③構成員を対象とするアンケート調査

学校法人中央大学の全構成員（附属高校を含む）を対象とする「中央大学ハラスメント実態調査」を、2008 年度以降 4 年に一度実施している。この調査は、①ハラスメント被害の実態を把握すること、②被害者の声を吸収すること、③本学におけるハラスメント防止に対する取組みの周知度を過去の調査と比較すること、④教職員の組織環境とハラスメントとの関連を探求することを目的とするアンケート調査であり、2016 年度に 3 回目の調査実施を予定している。調査結果は報告書として取りまとめた上で構成員に配布し、防止啓発活動に活用している。

④学部等の教育組織との連携による啓発活動

学部をはじめとする教育組織との連携による組織的な啓発活動についても、近年広がりつつある。2015 年度の取組みは次の通りである。

- ・教育実習の事前指導の一環である「オリエンテーション」におけるガイダンス実施（教育実習を希望する学生全員が参加）
- ・文学部の 1 年次必修科目である「大学生の基礎（1）」において、「大学生とハラスメント」をテーマとする授業（1 回）を実施
- ・文学部棟内でハラスメント防止啓発に係る展示を実施

以上の様な取組みを展開した結果、2012 年度に実施した「中央大学ハラスメント実態調査」では、本学のハラスメント防止啓発活動についての認知について回答者（学部学生）の 66.0%が肯定的な回答をしており、本学の取組みについて一定程度の認知がなされていると推測される。その一方で、大学評価委員会が実施している在学生アンケートにおいては、ハラスメント防止啓発活動に係る認知度が複数の学部で低下する傾向が続いている。学生に対する啓発活動や周知のあり方についての検証も必要となっている。

3) ハラスメント事案への対応の適切性

過去 3 年間のハラスメントに関する相談件数は、表 7-11 に示すとおりである。

2015 年度の相談件数は 83 件であり、前年度（2014 年度）との比較では 9 件の減少となった。ただし、2013 年度からは 13 件の増加となっているほか、本学がハラスメント全般に関する相談及び事案解決に対処するようになった 2007 年度の相談件数が 57 件であったことを踏まえると、経年では相談件数が増加する傾向となっている。

また、背景に大きな問題がありその枝葉の現象としてハラスメントが表出している事例や、各組織での初動時の対応に納得せず最終的な相談先としてハラスメント防止啓発支援室に相談が持ち込まれる事例等、本質的にはハラスメント事案とはいえない事案も恒常に一定数存在している。

これらの状況は、ハラスメントに関する相談窓口の存在が認知され、構成員の意識が高まってきたことにより、ハラスメントの存在が顕在化してきた結果ともとらえることができるが、今後も学内各組織に対する地道な啓発活動の実施や、組織間の連携強化によるハラスメント発生防止や発生時の適切な対応に今後も継続的に取り組んでいく必要がある。

[表 7-11 2015 年度事案別相談件数]

	女性	男性	不明	合計	2014 年度	2013 年度
セクハラ	15	3	1	19	30	22
アカハラ	6	12	0	18	22	18
パワハラ	2	12	2	16	26	16
その他	9	11	2	22	18	—
適用外	3	5	0	8	6	14
合計	35	43	5	83	102	70

※適用外：ハラスメント以外に分類される事案

※上記の分類は、事案の性質によりハラスメント防止啓発運営委員会で分類したものである。

事案によっては、複数の性質を併せ持つものも存在する。

※事案の対応が複数年度にわたる場合、同一事案であっても対応を行った年度それぞれにおいて計上している。

ハラスメント事案への対応については、中央大学ハラスメント防止啓発に関する規程 第 14 条に基づいて、以下のように対応している。

【ハラスメント申出事案解決方法の種類と相談対応の流れ（規程第 14 条概要）】

① 相談

ハラスメントを受けた者（相談者）からの申出の内容に応じて助言をしながら解決策を探る。

② 通知

相談によって問題を解決することができないときに、相談者に不利益が生じないように配慮しつつ、ハラスメントを行ったとされる者（相手方）に対し、ハラスメントの相談があったことを伝え、これに関する意見を聞く。相手方からの意見により、相談者がそれ以上の措置を望まないときに手続は終了する。

③ 意見の調整

相談者が相手方との間で、ハラスメントの存否及びこれが存在する場合にとられるべき措置について、意見の調整を図ることを希望するときに、双方からの意見の提出を求め、これを他方に伝達するとともに、双方に助言を与えて、意見の調整を図り、相談者が不利益を受けている場合には、相手方に自発的にその不利益を除去するよう助言して、事案の解決を図る。この場合、意見の提出は書面により行うこととし、相談者と相手方の面談は、双方の希望があり、かつ、これが妥当であると判断される場合を除き行わない。相談者が意見の調整内容及び相手方が行った不利益除去行為で満足したときに手続は終了する。

④ 調停

相談者が相手方との間で、ハラスメントの存否及びこれが存在する場合にとられるべき措置について調停を求めるときに、ハラスメントの存否について調査を行い、その結果に基づいて、とられるべき措置について調停案を作成し、相談者と相手方に調停案での合意を提案する。調停手続は、相談者の申出により、相手方がこれに同意したときに開始する。相談者及び相手方が調停案を受け入れたとき、又はそのどちらかが調停案を受け入れないときに手続は終了する。

⑤ 措置勧告

相談者がハラスメントの存否の調査及び当該調査に基づく適切な措置を求めるときに、ハラスメントの存否の調査を行い、その結果に基づいて措置勧告を決定し、関係機関にその実施を勧告する。措置勧告には、関係学内規程等に基づく懲戒処分案が含まれることがある。また、相手方によるハラスメントの反復を防止するため、その者についてハラスメントに関する研修等を受けるべきことを勧告する内容を含むことができる。

事案の解決方法としては、学生相談室扱いを含めて「相談」によるものが例年9割を超えており、相談の中で解決へ導く地道な取組みが着実に効果をあげている。

ハラスメント事案が発生した場合には、ハラスメント防止啓発運営委員会がハラスメント防止啓発支援室と連携して対応にあたっている。その際の中核となるのが運営委員長及び運営副委員長から構成される常務委員会（以下、常務委員会の構成員を「常務委員」という）である。常務委員会は2週に1回の頻度で開催され、ハラスメント相談の具体的な解決に向けた対応の検討・協議を行い、規程に基づき適切な措置が講じることで被害回復へと繋がるよう努めており、多くの場合、相談者が希望する方向での問題解決を実現している。

ハラスメント事案への対応については、対応の困難性や運営委員及び常務委員の負担を考慮すると外部機関への委託を進めるべきとの意見もあるが、事案の内容は多種多様であり、学内の具体的な事情に応じて適宜適切な対応を行うことが相談者の今後の安心・安全に繋がり、さらに、委員の対応経験が今後の防止啓発の発見にも役立つことになることから、学内における対応が妥当であると捉え、適切かつ組織的な対応体制のさらなる強化に努めている。

（3）外国人留学生に対する支援体制とその実施状況

外国人留学生に対する支援については国際センターが中心となって行っている。具体的には、日本人学生の留学サポートサークルの協力のもとで、交換留学生が来日する際のピックアップ・滞在宿舎への案内、市役所等への手続き支援等を行っている。

住居面での支援としては、大学直営の国際寮（日野市）と外部管理委託による国際交流寮（多摩市）を開設している。両寮には常駐管理人を配置しており、寮における危機管理体制（特に初期対応において）も十分なものとなっている。

大学直営の国際寮は、シェアハウス方式を採用し、協定大学からの交換留学生のほか、私費外国人留学生、日本人学生が入居可能となっており、日常生活を通じて異なる言語や文化、生活習慣に接することにより、学生の国際感覚の涵養も図っている。現在では、スポーツ大会等のイベントも開催されている。寮内においては、交換留学生の生活サポート役を担い、かつ寮内の規則を遵守させる役割を担う「レジデンス・アシスタント」を日本人学生及び私費留学生の中から選出し、さらにレジデンス・アシスタントの中から寮長を選出しており、寮長の下で具体的な運営体制を決定した上で、留学生に対する支援を行っている。また、レジデンス・アシスタントと国際センター及び管理会社とのミーティングも適宜開催し、課題の共有や課題解決に向けた対応策について議論している。

なお、後楽園キャンパスに通う交換留学生への宿舎対応については、公益財団法人アジア学生文化協会との協力提携に基づき、協会の寮を手配する初期対応を協会が担う体制を構築しており、十全な支援対応が可能となっている。

このほか、外国人留学生と日本人学生との交流を通して学内の国際交流意識の向上を図るために、春と秋の新入生歓迎会のほか、平和セミナー（2009～2015年度は沖縄）を定期的に実施している。

（4）学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

学生の学生生活に関する満足度や大学への意見を把握することを目的とする調査としては、大学評価委員会が実施している在学生アンケートがある。在学生アンケートは、2年生

以上の学部学生を対象に毎年実施している調査であり、2015年度は2年生以上の在学生の46.7%に相当する学生から回答を得た。調査項目は、「本学における学習の状況」、「学生生活についての満足度」、「本学の活動に対する意識」の3つのカテゴリーから構成されており、学生の本学における学習や学生生活の状況を把握すると同時に、広く学生の意見を聴取するものとなっている。

アンケートの集計結果ならびに集計結果の分析を元に作成した報告書については、C plus及び学内インターネットを通じて学内構成員に対して公開すると同時に、各学部をはじめとする学内の関係組織に対して個別に調査結果のフィードバックを行うことで、改善・改革に向けた取組みを促進している。調査結果を参考に改善が図られた具体例としては、学内窓口における対応満足度の向上や、学内施設・設備の改善等があげられる。

このほか、学生部においては、日本私立大学連盟の「学生生活実態調査」に本学独自の調査項目を加えた調査を4年に1度実施しており、直近では2014年度に調査を実施した。調査項目は学生生活の状況を把握するための共通設問に加え、本学独自の観点による設問を付加し、学生サービスの充実に向けた検討をする際の参考資料として活用している。2014年度調査においては、家計支持者の年収に関する設問や学生食堂の利用を含む食生活に関するもの等の設問を本学独自設問として設け、中央大学予約奨学金の家計基準を設定する際の参考資料、学生食堂のサービス改善（朝食営業の拡大、昼食ビュッフェの実施等）に向けた参考資料として活用している。

参考

【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 学生の生活支援に係る取組みとして、「心に困難を抱える学生のための支援体制」を構築し、学生相談室及び学部事務室を中心とした関係組織が連携して支援の必要な学生への対応をきめ細かに行っている。教授会を活用した精神衛生に関する懇談会や職員向けの「学生対応スキルアップ・セミナー」の開催により教職員の意識啓発にも継続して取り組んでいるなど、大規模大学でありながらも大学全体で学生を見守りつつ支援することが可能となっている。
- ハラスメントへの対応については、直接来室による相談のみならず、メールやFAXによる相談やハラスメント相談専用電話等、多様な相談ツールを用意し、相談者が相談しやすい環境を整備するとともに、学生団体NON HARASSMENT PROJECTや学内組織との連携のもと、防止啓発活動を組織的に展開している。加えて、事案対応後においても、必要に応じて相談者に対する被害回復の措置を講じているほか、相手方（ハラスメント行為を行った者）に対する研修や事案が発生した組織等に対する提言・指導の実施等を行い、事案の再発や同様の事案の発生を根本から防ぐ取り組みを行っており、一定の成果をあげている。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 「心に困難を抱える学生のための支援体制」担当者間の情報共有・連携を更に強化するとともに、その他の教職員に対する啓発の機会を継続的に設けることで、さらなる支援体制の強化に努めていく。
- ハラスメント防止啓発に向けては、引き続き、リーフレットの配布や防止啓発イベント等を通じて学内構成員の啓発に努めていく。とりわけ、2015年度においては、UN Women

「He For She」に賛同した取組みを全学的に展開していく予定であり、ハラスメント防止啓発キャンペーンについてもこれと連動した企画を実施する予定となっている。また、多様化・複雑化する事案への対応にあたっては、関係部課室と定期的に懇談する機会を持つことにより、相互に抱える問題を可能な範囲で共有し、より多角的な視点から柔軟な対応を行っていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 「心に困難を抱える学生のための支援体制」については、通常は各担当者と学生相談室との二者関係により運営されているが、年1回全体での研修を兼ねて情報交換の機会を設けており、支援体制の強化及び協力関係の構築を図り、組織的かつ継続的な支援に努めている。
- 学生に対するハラスメント防止啓発の活動は、例年通り防止啓発キャンペーンを中心として行った。多摩キャンパスにおいては、学生目線から学生間に生じている問題をテーマとして、関心を引き出すことを目標とし、昨今問題視されているモラル・ハラスメントをテーマとして、図書館ホールでの展示や劇の上演、ネット・リテラシーに関する講演会を実施した。また、多摩キャンパス以外の全てのキャンパスにおいてもキャンペーンを行っており、それぞれのキャンパスにおいて生じている問題を中心テーマとして実施することができた。

また、学内組織との連携による円滑な事案対応に資するべく、学生相談室をはじめとする指定相談機関と年1回懇談会を設け、相談の傾向や対応の際の留意点等を共有することにより、適切な相談対応ができるよう努めている。

【2016年度自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 「心に困難を抱える学生のための支援体制」が構築されていることにより、特に、学部事務室の担当者と学生相談室とを核として、関係組織が連携して学生への支援を行っている。また、教授会を活用した精神衛生に関する懇談会や、職員向けの「学生対応スキルアップ・セミナー」の開催により教職員の意識啓発にも継続して取り組むなど、大規模大学でありながらも大学全体で学生を見守りつつ支援することが可能となっている。

<問題点および改善すべき事項>

- 学生定期健康診断については2016年度における受診率が8割を下回り、特に2・3年生の受診率の低下が著しく、要因の分析と対応が喫緊の課題となっている。また、指定された日程で受診できない場合の対応に、学生が不満や不公平感を持つ状況が発生している。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 学生に対する組織的な支援を継続的に行っていくためには、支援に対して協力的な個々の構成員・組織による支援のみならず、より全学的な取組みとして展開していく必要があり、「心に困難を抱える学生のための支援体制」、教授会を活用した精神衛生に関する懇談会、「学生対応スキルアップ・セミナー」等の従来から実施している取組みに加え、関係する組織が連携した新たな取組みを検討するなど、本学教職員への意識啓発をより積極的に実施していく。
- 学生定期健康診断の受診率の低下の要因については、Webによる履修登録の増加等で学習指導期間に登校する学生が減少したこと等が考えられるが、指定の日程で受診できない場合

の対応について検討し、健診を滞りなく実施しつつ、かつ学生の受診率及び満足度も上げることができるような方策を保健センターにおいて2016年度中に検討する。

4. 学生の進路支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況

学生の進路選択に関わる指導・ガイダンス等についてはキャリアセンターが中心となって実施しているほか、学生生活全体における自己成長支援として、全学で「知性×行動特性」学修プログラムの取組みを推進している。加えて、各学部及び研究科においてもそれぞれの特色に応じたキャリア支援を行っており、一例として、法学部におけるリソースセンターを中心とするキャリア形成支援の取組み、理工学部における产学連携教育を通じた理工系女子学生のキャリア支援（「女性研究者・技術者育成プログラム」、通称：WISE Chuo）等があげられる。各学部及び研究科における具体的な取組みの状況については、当該組織の記述をご参照いただきたい。

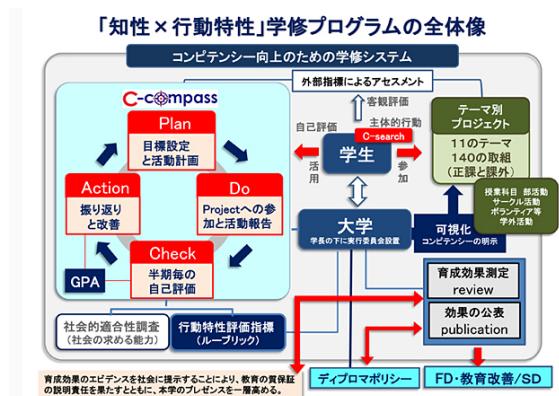
以下、全学としてのキャリア支援の取組み状況について、1) 行動特性（コンピテンシー）に関する取組み、2) キャリアデザイン・プログラム、3) 就職活動サポート・プログラム、の3点について概要を示す。

1) 行動特性（コンピテンシー）に関する取組み

本取組みは、社会で求められている「人間力」を評価する一つの指標として、行動特性（コンピテンシー）に着目し、従来のGPAに代表される「学力」の伸長のみならず、個々の学生が有する「行動特性」を自己確認させつつ主体的な行動に繋げることにより、自身の「行動特性」の伸長・涵養を図ることを目的とするものである。具体的には、正課内外の授業や講座を通じて学生の「行動特性」の伸長を促す取組みと、授業など学びの場を通じて得た「知性」とを有機的に連動させることにより、体系的なコンピテンシー育成を図っている。

本取組みについては、キャリア教育委員会及び「知性×行動特性」学修プログラム実行委員会が中心となって全学的な展開を進めている。2015年度においては、「知性×行動特性」学修プログラム実行委員会と全学のFD推進委員会との合同により、「段階別コンピテンシーに基づいたFDサイクル構築ワーキンググループ」を設置し、コンピテンシーをベースとした授業の設計を実現するための仕組みづくりとその検証を行ったところであり、2016年度も継続して取組んでいく予定となっている。

[図7-2 「知性×行動特性」学修プログラムの概念図]



2) キャリアデザイン・プログラム

学生自らが行動を起こし、「職業観を身に付ける」、「社会で必要な能力を高める」ためのプログラムである。学生自身がやりたいこと、なりたい自分をイメージできるように、講演会や少人数グループワーク等で将来を考えるための情報収集や体験の機会を設け、入学直後から卒業後の進路を決めるまで、社会や仕事について体系的に学ぶことができる点が特徴である。学生生活の早期段階から多彩なプログラムへ参加することで、自分を見つめ直し、修学その他の目的意識をもって大学生活を送ることが可能となるよう配慮している。

個々のプログラムの概要は次の通りである。

①キャリアデザイン・ノート

学生生活を常に振り返りながら自己発見をしていくことを支援することを狙いとして、年間通じて利用を図っている。後述の自己理解セミナー、ワークショップ、能力開発講座でも、自己理解の教材として活用し、学生への意識付けのプラットホームの役割を果たしている。2015年度は学部新入生全員に対して入学時に配布を行ったほか、3年生に対しても5月に実施している第1回就職ガイダンスにおいて参加者全てに配布した。また、理工学部の学生を対象とした取組みとして、理工学部の「オリエンテーション科目」を活用して前後期12回の講義を実施し、あわせて『キャリアデザイン・ノート』、『Chuo Career Design』、『公務員をめざそう』を配付した。

②大学生の基礎力測定「PROG」

学生が自身の行動特性を知ることによって入学後の大学生活をより充実させる一助にすることを目的とするアセスメントテストを全ての学部新入生と2年次の学生を対象に実施している。2016年度における新入生の受検率は全体の約81%、2年生も約35%と、いずれも前年度を下回る結果となった。

アセスメントテストとしては、「大学生の基礎力測定『PROG』」を実施しており、知識を活用して問題解決する力「リテラシー」と、経験を積むことで身についた「コンピテンシー」の2つの観点でスキルを測定している。実施結果は、紙ベースとmanabaの両方で学生にフィードバックしている。また、同テストとあわせて、学生生活の実態を把握するアンケートも実施しており、入学年次毎の学生の傾向や興味等について統計的に把握するためのツールとしても機能している。

アセスメントテストの分析結果については、毎年学部長会議、キャリア教育委員会を通じて全教職員に発信するほか、本学の附属高校とも共有を行っている。さらに学部別の分析を行い、それを発信する機会も積極的に設けている。

③自己理解セミナー

自己理解セミナーを通じて、キャリアデザイン・ノートを実際に活用する「場」を設定することで、より能動的に自己分析を行う環境を提供することを目的としている。1・2年生と3年生に分けて実施し、学生生活での目標設定につなげられるようにそれぞれの年次に合った内容を設定している。2015年度は対象を1・2年生に特化して行い、アセスメントテストと連動して実施した。

④キャリア講演会

キャリア講演会は、学生が進路選択をするうえで参考になる情報や、学生のキャリア形成の一助となるような情報を伝えるために毎年実施している。2015年度は本学卒業生の団体である白門会の協力により、「行政書士というキャリアの選択」、「社労士というキャリアの選択」、等の講座を計6回開催した。

⑤Grow UP（成長）セミナー

Grow UP（成長）セミナーは、自分が社会を生き抜いていく際に、常に発揮できる能力（コンピテンシー）に気づき、育むことを狙いとしたもので、各講座において「修得をめざすコンピテンシー」を明示した上で実施している。2015年度は「コミュニケーション系セミナー」、「プレゼンテーション系セミナー」、「アイデア創造セミナー」、「セルフマネジメントセミナー」等、全8回実施し、のべ284人の学生が参加した。

⑥PBL 講座

PBL 講座は、企業から講師を迎えて、実際の企業の課題に対してグループで取り組み、発表までを行う講座として2014年度より実施している。活動を通じて、学生が企業視点でビジネスを学び、課題解決力、役割認識、コミュニケーション力等、幅広い能力等を高めることを目的としており、2015年度は後期に2つの企業の協力を得て実施した。

⑦キャリアデザイン・インターンシップ

キャリアデザイン・インターンシップは、在学中に自分の専攻や将来に関連した企業や自治体において、実際に「働くこと」を体験できる制度である。当該インターンシップを通じて単位認定はされないが、企業と学生が互いに理解を深めることができ、学生にとっては、社会のしくみや働くことを理解するだけではなく、大学で何を学ぶべきか、「自分とはなにか」を考えるためのきっかけとなっている。

本学では、学生にとってインターンシップがより有効な機会となるよう以下の各種プログラムを実施し、募集段階のガイダンスから終了後の体験報告会まで一貫した支援を行っている。

2015年度におけるキャリアデザイン・インターンシップの派遣者数（学部学生）は572名であり、前年度と比較すると約60名減少となった。このことについては、2015年度春季は企業と連携したプログラムを実施しなかったことが一つの要因であると分析している。

なお、2015年度においては2016年度に新たなプログラムを展開するにあたっての企画期間を設けたため、ガイダンスや民間企業と連携したプログラムは主に前期のみの実施とした。

a. インターンシップ・ガイダンス

インターンシップ・ガイダンスでは、インターンシップの目的や実施概要を伝え、参加を促進することを狙いとしたガイダンスと、エントリーシートの書き方講座を実施している。2015年度は文系3,995人、理工532人という多くの学生が参加した。近年は就職活動に直結する「採用型」のインターンシップが年々増えていることもあり、ガイダンスへの参加者数も増加傾向にある。

b. インターンシップ・プログラム

本学では、キャリアセンターが窓口となり以下の5プログラムを展開し、より多くの学生がインターンシップに参加できる環境を提供している。

学内選考プログラム：選考を学内にて行い、実習生を決定するプログラム。

(中大生枠有、夏季実施)

受入先選考プログラム：選考を企業にて行い、実習生を決定するプログラム。

(中大生枠有、夏季実施)

行政プログラム：官公庁提供のプログラム。申込みは大学でとりまとめる。

(夏季・春季実施)

企業等一般公募：企業等が主体となって企画・運営される公募制のプログラム

(夏季・春季実施)

グローバルプログラム：海外の本学OB会組織の支援の下で実施されるプログラム

(ロサンゼルス、上海)

c. インターンシップ事前研修

インターンシップ先でのマナーやリスクマネジメントに困らないように、派遣学生全員のインターンシップ事前研修受講を義務付けている。また、インターンシップに参加するにあたっての目的意識を明確化する機会としても位置付けている。

d. インターンシップ体験報告会

インターンシップの成果を学生自身が言語化することにより、さらなる顕在化・深化を図るために、インターンシップに参加した学生同士でワークショップ（体験報告会）を行っている。

[表7-12 キャリアデザイン・インターンシップ参加者数]

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
法学部	185	206	196	244	207
経済学部	78	58	70	91	85
商学部	68	66	71	121	106
文学部	45	53	68	70	63
総合政策学部	23	20	21	29	31
文系学部 計	399	403	426	555	492
理工学部	66	76	73	78	80
総計	465	479	499	633	572

[表7-13 キャリア支援関連イベント一覧（2015年度）]

領域	名称	時期	概要	参加学生	対象
キャリア デザイン ・プログラム	キャリアデザイン・ノート配付	随時	キャリアデザインのためのワークブックを配布	約17000	1・2年
	アセスメントテスト(大学生の基礎力測定「PROG1」)	4月	自分のコンピテンシーレベルを確認するアセスメントテスト	8,016	1・2年
	自己理解セミナー	5月	自己分析をグループワーク形式で実施	23	1・2年
	キャリア講演会	6・7・10月	学年会による講演会等を実施	76	全学年
	Grow UPセミナー	6・10月	コンピテンシーに焦点を当てたグループワーク型講座	284	全学年
	PBL講座	10月～12月	企業から講師を招く課題解決型連続ワークショップ	14	全学年
キャリア デザイン ・インター ンシップ	インターンシップ・ガイダンス	5月	インターンシップ理解促進と募集情報周知	3,995	全学年
	インターンシップ事前研修	7・8月	参加決定者対象に心構え、マナー実習を行う研修	260	全学年
	インターンシップ（実参加）	通年	学内選考、受入先選考、オリジナル、行政および公募 インターンシップ	656	全学年
	海外インターンシップ	9月	上海白門会協力のもと、上海での企業訪問・学生交流	14	全学年
	体験報告会	4・9・10月	インターン参加者のグループワークによる体験振り返り	167	全学年

3) 就職活動サポート・プログラム

キャリアデザイン・プログラム、キャリアデザイン・インターンシップを経て、設計してきた自分の未来図を形にするための最終ステップが就職活動段階であり、学生1人1人が充実した就職活動を行えるように、キャリアセンターにおいてきめ細かいフォローアップを行っている。

なお、本学は、多摩キャンパスに文系の学部及び大学院各研究科が、後楽園キャンパスに理工学部及び理工学研究科が所在していることから、それぞれのキャンパスにおいて文系・理系の特性に応じたきめの細かい支援を展開している。

①就職ガイダンス

多摩キャンパスにおいては、主として3年生対象の就職ガイダンスを年5回、4年生を対象とするガイダンスを5月に実施している。3年生対象のガイダンスについては、就職準備のための講演（「自己分析」、「業界・企業研究」、「履歴書、エントリーシートの書き方」、「面接対策」等）と、時機に応じた各種就職支援イベントの告知を行っている。併せて、各回の開催時期に相応しい就職支援サービス（例：就職適性検査、就職情報サイト登録、U・Iターンガイダンス）を実施している。

後楽園キャンパスにおいては、全体ガイダンス（「進路・就職ガイダンス」）を2015年度は6回実施した。加えて、具体的な対策ガイダンスとして「就活塾」を行っている。

「就活塾」では、筆記試験対策、業界企業研究セミナー、新聞を利用した企業研究、エントリーシート対策セミナー、面接対策塾、集団面接実践、グループディスカッションなどを行っており、2015年度は8回実施している。また、学生が関心の高い業界の話を聞ける業界職種研究会を16回設定している。

②個人面談

学生は、キャリアセンターにおいて、自己分析から、求人紹介、エントリーシート添削まで、就職に関する各種の相談を1対1で受けることができる。2015年度の個人面談件数は、多摩キャンパス：のべ5,747件（前年度6,294件）、後楽園キャンパス：のべ2,029件（前年度2,405件）となっている。

個人面談は人的・時間的に多くの労力を要することから、キャリアセンターの負担は大きいが、大規模なガイダンスでは対応しきれない学生個別の事情に応じた就職支援が可能であり、また、学生の就職に対する不安の軽減なども期待されることから、非常に高い効果を発揮している。

③「Career Center net」進路・就職支援ネット

就職情報システムについては「Career Center net」を通じて進路選択や就職支援に係る情報提供を行っている。

当該システムは、企業の基本情報、企業等からの求人やセミナー情報、合同企業セミナー情報を蓄積するデータベースとしての機能に加え、企業研究のためのOB・OG訪問に資することを目的に各企業に提供を依頼し作成している卒業生名簿の閲覧機能も有している。さらに新着求人に関しては、学生の希望する業種、地域毎に新着求人として各学生の全学メールに発信することができる仕様となっているほか、企業名や、その他のキーワード検索を備え、学生のインスピレーションによる検索にも応える環境を整えて

いる。また、卒業時点の進路情報や就職活動報告も Web から簡単に登録できるようになっており、システムを通じた速やかなデータ収集をもとに次年度に就職活動を行う学生に対して質の高いサービスを提供することが可能となっている。

また、2015 年度のリプレイスに伴い、従来は 3 年生以上の学生に限定していたシステム利用を、低学年から使用できるように変更しており、早い段階からキャリア形成の準備を進めるためのツールの一つとなっている。今後は学内イベント等で、本サービスのさらなる活用を図るための周知を行っていく予定である。

④就職合宿セミナー/面接力 UP セミナー

就職活動対策セミナーとして、学外施設において合宿形式（1 泊 2 日）で行う合宿セミナーと、多摩キャンパスにおいて日帰り形式で行う面接力 UP セミナー（2 日間）を実施している。当該セミナーは、各業界の採用担当者及び採用担当経験者を講師として招き、主に模擬面接を中心に実施しており、これは学生の面接スキルを向上させるとともに、学生自身に対して自己に関する掘り下げの必要性を気づかせるきっかけとして有効に機能している。

⑤キャリア・ベーシック（業界研究会）

業界動向、採用動向に関するセミナーとして、例年 10~11 月頃に各業界のリーディングカンパニーによる「業界研究会」を実施している。ここでは、業界知識、企業情報を潤沢に提供することによって、学生の業種選択のミスマッチを防ぐ効果が期待できる。

⑥キャリア・ベーシック（職種研究会）

業界を問わず、営業職・企画職・総務職の現場で働いている企業人を招き、パネルディスカッション形式で職種理解につながるイベントを実施している。ここでは、各職種の役割や現場での体験を話してもらうことによって、職種と個々の学生の適性との不一致を防ぐことを目的としている。

⑦ジョブ・フェスティバル（学内企業セミナー）

ジョブ・フェスティバル（学内企業セミナー）は、12 月～3 月中旬にかけて実施する企業による大規模な学内説明会である。各企業の採用担当者が各教室に分かれ、各企業の採用情報を提供するものであり、学生の企業選択のミスマッチを防ぐ目的・効果がある。2015 年度は多摩キャンパスでは 833 社、後楽園キャンパスにおいては、個別セミナー 89 社・合同セミナー 153 社が参加した。

加えて、OB・OG による学内企業セミナーも 2015 年度は 75 回（昨年度は 43 回）別途実施している。

⑧U・I ターンガイダンス

本学の在籍者の約 33% が首都圏以外の出身者のため、全国各地域へ就職を希望する学生が充分な情報を元に就職活動が行えるよう支援を行っている。U・I ターンガイダンスは、地方企業への就職を希望する学生に対して、各地域を 10 ブロックに分け、採用環境に関する情報提供や企業を招いての企業セミナーを行っている。

なお、本学では各都道府県との就職支援に関する協定を 2015 年度末時点で 4 県（群

馬、新潟、香川、秋田）と締結し、各地域の次代を担う人材の育成・就職支援に向けた連携・協力を実行している。

⑨キャリア・ライブ（OB・OG 交流会）

社会人と接する機会が少ない学生に、社会人と直接交流できる場を提供している。OB・OGとの交流を通じ「働くこと」をより具体的にイメージできる機会の創出を目的とする。

後楽園キャンパスにおいては、企業人との交流会として「若手 OB・OG との交流会」、「学校推薦対象企業の OB・OG との交流会」を実施している。

⑩公務員講座

公務員志望者支援については、全学委員会である「公務員講座運営委員会」の下、低年次における基礎講座から受験直前の「対策講座」、行政機関を招いての「キャリア・アドバンス」等、幅広いサポートを展開しており、表 7-14 に示すように合格者実績を伸ばしている。

2015 年度は基本的にほぼ全ての取組みにおいて前年度を踏襲する形で実施してきたが、2016 年度の委託先については本学の企画を基に提案を受ける形でコンペティションを行い、最終的に新たな企業に依頼することとなった。2016 年度は政策課題の研究に取組む「政策課題セミナー」を新たに実施するほか、公務員基礎講座・公務員受験直前対策の充実・強化等を焦点に実施していく予定である。

[表 7-14 国家公務員合格者数]

	(人)				
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
国家公務員総合職	18	23	35	48	58
国家公務員一般職	127	99	163	156	213
国税専門官	55	69	97	101	86
労働基準監督官A	1	4	3	14	6
労働基準監督官B	-	0	2	0	0
法務教官A	-	6	1	3	0
法務教官B	-	0	1	3	1
裁判所職員採用総合職試験	0	1	3	2	0
裁判所職員採用一般職試験	52	55	48	41	51

試験種類は 2014 年度より以下の 3 区分に変更。

- ・総合職試験…国家Ⅰ種に相当
- ・一般職試験…国家Ⅱ種及びⅢに相当
- ・専門職試験…従来の国税専門官や労働基準監督官採用試験などに相当

⑪教員採用試験支援

公立学校の教員になるためには、各都道府県市で実施される採用試験を、私立学校の教員になるためには学校毎に実施される採用試験を受験する方法が一般的であり、民間企業とは違ったサポートが必要となる。キャリアセンターにおいては、教員採用試験ガイダンス、論文対策講座、面接対策セミナー等を実施している。

⑫CREW 活動（就職内定学生による後輩の進路選択支援） * 理工学部・研究科のみ

CREW とは、「Chuo（中央大学理工学部で） relationship（人間関係を築き） encourage

(互いに影響を与え合いながら) win out (よりよい人生を送ろう!)」の頭文字を取つたものである。この活動は、内定を持つ進路支援学生集団によるボランティアの活動であり、下級生によりよい就職や生き方ができるように支援することを目的に、イベント企画運営、直接個人面談等、身近な先輩による支援を行っている。

⑬技術面接セミナー * 理工学部・研究科のみ

技術職を目指す学部学生・大学院学生を対象に、現在企業で人事部門や技術者として活躍している理工学部卒業生による面接指導を行っている。2015年度は2回開催し、90名が参加した。

以上のように、本学では、学生の入学後からそれぞれのステージに応じた将来の進路を考えるためのプログラムを多数用意しており、年々強化している。また、学生に対してのサポートのみならず、本学では全都道府県50会場で父母向けの「キャリア講演会」を開催し、就職活動における「親のサポート方法」やUターン・Iターン情報を提供するなどして、あらゆる側面から進路支援を行っている。

その結果、下表に示す通り高い就職決定率を維持するとともに、多くの学生が希望する企業・業界への就職を果たしていることから、キャリア支援・就職支援に係る活動は有効に機能していると評価できる。

[表7-15 就職決定率]

	(%)				
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
中央大学就職決定率(大学全体)	96.1	97	98.2	97.9	97.9
中央大学就職決定率(文系学部)	96.6	97	98.7	98.1	97.8
中央大学就職決定率(理工学部)	93.2	96.5	94.7	96.9	98.9
大学就職率	93.6	93.9	94.4	96.7	97.4
大学就職率(うち私立大学)	92.9	93.4	93.7	96.3	97.3

※就職者数／就職希望者数

※大学就職率は、文部科学省「大学等卒業者の就職状況調査（4月1日現在）」より

[表7-16 就職活動終了者の内定先満足度]

内定先満足度	文系学部	理工学部	(%)
たいへん満足	38.0	38.0	
満足	39.2	44.0	
やや満足	16.8	14.0	
やや不満	4.1	4.0	
不満	0.7	0.0	
無回答	1.2	0.0	

※ 中央大学キャリアセンター「2015年度卒業生対象キャリアセンターに関するアンケート」結果による。

※ 回答者数は、文系学部757名(アンケート回答者は872名、本設問回答者は757名)、理工学部554名。

(2) キャリア支援に関する組織体制の整備状況

学生のキャリア形成及び就職支援を目的とする組織としては、キャリアセンターを設置している。文系学部及び文系大学院研究科の学生に対する支援については、キャリアセンター(多摩キャンパス)が、理工学部及び理工学研究科の学生に対する支援については理工キャリア支援課(後楽園キャンパス)がこれを担っている。

キャリアセンターでは、「学生一人一人の『夢』を実現すること」をサポートポリシーとしている。さらに2016年度においては、これを具現化するための「重点事業5+1」として、①低年次(1・2年)～就活年次(3・4年)への接続キャリア教育、②公務員就職支援、③U・I・ターン就職支援、④女子学生の立場に立った就職支援、⑤民間企業就職支援、の5つを重点項目とし、さらに①～⑤をサポートする「調査・統計」機能の拡大をプラス1の項目として掲げ、学生一人一人の夢の実現に向けた支援を行っている。

このほか、本学では、学部学生に対するキャリア教育の推進を目的に「キャリア教育委員会」を、「知性×行動特性」学修プログラムの推進にあたっては、「知性×行動特性」学修プログラム実行委員会をそれぞれ設置している。これらの委員会は、各学部から選出された教員及び専任職員から構成されており、各学部教授会と密接に連携を図りながら全学的な取組みの推進にあたって中心的な役割を担っている。

参考

【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 本学卒業生のネットワークを活用したキャリア支援を積極的に展開している点が特徴である。特に、比較的若い世代の卒業生と在学生との交流会である「キャリア・ライブ(OB・OG交流会)」については、学生から「10年後の自分の姿が描けるようになった」等の高い評価を得ている。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 全学として推進している「知性×行動特性」学修プログラムにおいて導入しているコンピテンシー自己評価システム C-compass については、各学部の導入教育等を通じて活用を促しているものの、現段階においては充分な活用がなされているとはいえない状況にある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 卒業生と連携したイベント等については、参加者からのアンケート等を元に、今後もプログラム内容や実施方法のさらなる工夫を行っていく。また、インターンシップ等についても、本学卒業生の組織である学員会や南甲俱楽部等を通じ、より積極的な協力関係を構築できるよう努めていく。
- C-compass の活用促進に向けては、キャリア形成を目的とするイベントや各学部との連携により導入教育において実施しているキャリア教育プログラムにおける周知、啓発を引き続き行っていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- キャリア・ライブについては、2015年度は学生の視野を広げることを目的に、大きく2部構成に変更して実施した。1部では、学生を5グループに分け、少人数型のパネルディスカッション（パネラー、ファシリテータ共にOB・OGが担当）、2部では学生が希望するOB・OGとの質疑応答等を行う交流会を実施した。1部で社会での働き方や社会人として求められる考え方や姿勢を学べたことにより、2部においてはより深い質問が飛び交い、終了後のアン

ケートでは参加学生の97%が「満足以上」と回答するなど、満足度の高いイベントとなった。同イベントは、11月の土曜日に2回開催し、全体を通してOB・OGには46名の協力を得ることができ、学生の参加者数は220名に達し、盛況な企画となった。

また、本学卒業生の組織との連携によるインターンシップについても、2015年9月に上海白門会の協力による海外インターンシップを実施し、14名が参加した。

- C-compassの活用促進に向けた取組みとしては、「知性×行動特性」学修プログラム実行委員会が中心となって利用率向上に向けた協力依頼を各学部に行っている。これを受け一部の学部では初年次教育を目的とする科目の授業において実際に操作を行い、キャリア形成に資するツールのひとつとして学生に活用を促しているものの、在学生アンケートの結果からは現在のところ日常的な活用がなされているとはいえない状況にあるものと推測される。

また、当該システムを活用した教育効果の検証に資する機能の強化に向けては、「知性×行動特性」学修プログラム実行委員会と全学のFD推進委員会が共同でワーキンググループを設置し、既に理工学部において実施しているコンピテンシー（行動特性）と各科目における学修との連動に関する取組みを参考にしつつ、2015年度後期から実施可能な学部において科目での取組みを行っている。具体的には、2015年度後期から、法学部、経済学部、商学部の4つの科目においてコンピテンシーに基づく学修成果の可視化に向けた実証実験を行っており、その結果をもとに今後の全学的な展開に向けた更なる議論・検討を行う予定となっている。

【2016年度自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 近年、就職活動における「親の関わり方」がマスメディアなどで話題となる中、本学では全都道府県50会場で父母向けの「キャリア講演会」（父母懇談会と共に）を開催している。講演会においては、キャリアセンター職員による講演や父母との個人面談を通じて、就職活動の際の「親のサポート方法」等についてアドバイスを行っている。2015年度は合計5,125名の参加者を集めるなど父母のニーズは高く、このような全国規模の父母向けの進路支援イベントは同規模他大学の中ではあまり例を見ない特色ある取組みである。

＜問題点および改善すべき事項＞

- 就職活動サポートにあたっての個人面談は、大規模なガイダンスでは対応することが難しい個別の事情に応じた支援が可能であり、キャリアセンターの存在や支援内容を充分知らずに狭い視野の中で就職活動を続ける学生の掘り起こしにも有効であるが、人的リソースの不足により全ての面談希望に応じることができないケースや面談予約がとりづらい状況が発生している。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 2016年度も引き続き父母懇談会と共に「キャリア講演会」を全都道府県50会場で開催し、最新の就職活動情報などを提供するなどして父母のニーズに応えていく。
- 個人面談については、C-compassを活用することで、面談スタッフが学生の情報を共有することにより円滑かつ効率的な面談を行うよう努めていくとともに、専任職員の再雇用制度を活用し、豊富な経験とノウハウを有するスタッフによる学生面談を行い、より多くの面談を実施できるような体制を構築していく。

5. 学生の課外活動に対する支援は適切に行われているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

本学では、学生の課外活動に対する支援として、一般学生については各種課外教育プログラム（各種スポーツイベント、セミナー、講演会等の文化行事）の企画・実施及び白門祭（大学祭）のサポートを、その他クラブ・サークル活動の支援については学生の自主的組織である「学友会」における活動を円滑に行うための施設・設備の維持・管理や、活動についての相談・指導等の支援活動を行うなど、学生が充実した学生生活を送るための取組みを組織的に行っている。

1) 学生部による支援

学生部では、学生が快適な大学生活を送り、人間的に成長していくための支援を行うことを目的として、以下にあげるような課外活動を実施している。

①各種行事の開催

学生の知識、教養、安全・危機管理意識の向上や、学生自身の日頃の努力成果の発表を目的に、各種鑑賞会、講習会、講演会等の文化行事を開催している。これら各種行事は、参加した学生における知識や意識の向上のみならず、クラス、ゼミ、サークル等の日常の活動における仲間を超えた交流や、共通の関心を持つ学生同士のネットワーク作りにも役立っている。

【2015年度 学生部各種行事の開催実績】

- ・学園生活オリエンテーション ・防犯講演会 ・新入生歓迎文化祭・スポーツ大会
- ・AED利用講習会 ・交通事故防止講演会 ・ミュージカル鑑賞会
- ・体育連盟団体応援ツアー ・歌舞伎鑑賞会 ・災害救援ボランティア講座
- ・大相撲観賞会 ・落語鑑賞会 ・アートフェスティバル ・防災特別講座

これらの行事実施にあたっての費用については、学生にとって有用な機会・体験の場の提供という目的のもと、参加者に一部の費用負担を求める体験型プログラムや鑑賞型プログラムを除いては大学が負担している。

②ボランティア活動への支援

ボランティア活動を通じ、学生の主体的な学びとそれによる成長を支援することを目的に、学生課内に「中央大学ボランティアセンター」を設置し、東日本大震災の被災地におけるボランティア活動及び学内や地域でのボランティア活動への組織的な支援を行っている。ボランティアセンターでは、ボランティアコーディネーターを中心核に、ボランティア活動に関する情報収集、活動を希望する学生へのコーディネート、被災地へのボランティアツアーや等のプログラムの実施等を行っている。具体的な活動内容については第10章「社会連携・社会貢献」にて詳述する。

③課外活動のための施設の貸し出し等

学生の課外活動に対する支援として、セミナーハウス及び契約宿舎の開設、一般の学

生に対しての教室及び体育施設の貸し出し等を行っている。

セミナーハウス（寮）は、野尻湖セミナーハウス（長野県）、富浦臨海寮（千葉県）の2カ所に設置しており、年間を通じて授業、研究または課外活動に利用可能となっている。2015年度は年間のべ3,555人の利用があったが、交通が不便なこともあります、年間でみた場合の稼働率が一概に高い状況でないことが課題となっている。

契約宿舎は、学生の利用が多い春・夏の長期休暇期間中に限り、大学が利用契約を結んだ一般の宿泊施設を割安な価格で利用できるようにしているものであり、2015年度は合計10カ所の施設を用意し、年間のべ6,098人の利用となっている。

2) 学友会による支援

本学では、学生の部会活動（広くはサークル活動）を促進・支援するための組織として「中央大学学友会」（以下、「学友会」と言う。）を設置している。学友会は、学生の自主的運営という大原則を堅持しながら、部会活動の支援に特化した本学独自の組織である。学友会は独自の規約「中央大学学友会規約」（以下「学友会規約」という。）を持ち、その前文には「本会は、中央大学学生が自主的な活動によって学術、文化、体育の向上発展を図り、会員の人間性を深めより高い文化を築き社会の発展に資することを目的としてこの規約を定める。」と記されており、1911年（明治44年）の創設以来、学生の自主的運営を本旨とするその理念は今日まで継承されている。

学友会の会員は、学友会規約第2条から第4条により、正会員（本学学部学生）と特別会員（本学の役員、教授、准教授、助教A、専任講師及び主事以上の職員並びに各部会の監督）により構成されると定められている。そして、学友会における意思決定は、中央委員会（年4回開催）を最高議決機関としている。

課外活動の主体となるのは大学が活動を公認している部会である。2016年5月1日現在の部会数は185であり、それぞれ7連盟（学術連盟：10部会、文化連盟：32部会、学芸連盟：29部会、体育連盟：48部会、体育同好会連盟：37部会、学友連盟：7部会、理工連盟：22部会）のいずれかに所属している。また、これら公認部会とは別に、部会の設立申請が承認され、その4年後に7連盟のいずれかに加盟できる未公認部会（23部会）がある。部会の設立は、学友会規約第28条に定める通り、10人以上の発起人により部会設立申請書を作成し、学友会総務部を経由して公認申請等に関する審議会に提出する。そして、学友会に加盟が認められれば未公認部会として活動ができる。加入後4年を経過した後にも継続的に活動し、かつ一定の条件を満たしている未公認部会は、公認部会としていずれかの連盟に加盟を申請することができる。

各部会の活動にあたっては、学友会規約に基づき、学生が所属する部会の活動及びその運営に主体的に関わる体制をとっており、これにより学生の規律遵守、自立心や連帯感、自主的かつ責任ある行動といった行動規範や能力の涵養を促しつつ、伝統的に学生の自主的運営を尊重している。部会活動への支援業務については、多摩キャンパスでは学友会事務室、後楽園キャンパスでは理工学部学生生活課事務室内に設置した学友会理工学部分室が行うこととし、学生の主体的な運営が形骸化しないよう配慮しつつ、適宜指導・支援を行っている。概要は次の通りである。

①学友会費の管理・執行に対する支援

各部会の活動にあたっては、学生が納めた学友会費（年額10,000円）を、公認部会が

活動を行うための補助となるよう学友会配分費として配分する仕組みをとっており、その配分額の企画・立案については、公認部会が所属する各連盟（7連盟）の常任委員会（各連盟に所属する公認部会選出の学生から構成される）に委ねている。この学友会配分費の配分後の使用については、学友会会計施行規則のもと用途に制限を設ける・帳簿による管理を義務づけるほか、各公認部会に対しては、会計マニュアルの配付、会計説明会の開催、会計帳簿の記入方法等予算管理に関する各種レクチャーを行い、配分された学友会費の管理、使用使途を徹底するよう指導するなど、その必要性に応じた指導・支援を適宜行っている。

②体育連盟に所属する学生が生活する寮及び合宿所等の管理運営

近年、スポーツ振興を大学活性化の柱とする大学が増えており、また、設備の充実や課外活動の実績も大学を評価する指標の1つになり得ることから、練習場や寮を整備し、競技力向上や優秀な選手獲得に役立てているケースが見られる。

本学においてもスポーツ強化が大学の施策の1つと位置づけられ、優秀な選手の獲得・競技成績の向上に向け、快適な競技生活を送るための環境を提供することが不可欠となっており、日野市南平に「南平寮」（28部・約520名）、日野市東豊田に「東豊田寮」（陸上競技部・約60名）、八王子市堀之内に「硬式野球部合宿所」（約50名）、埼玉県戸田市戸田公園に「ボート部合宿所」（約25名）、神奈川県三浦郡葉山町堀内に「ヨット部合宿所」（約10名）を設置し、これらの管理運営を行っている。

他方で、一部の部会については、学外の民間施設を利用した合宿所を独自に有しております、こうした合宿所の運営については金銭面や施設・設備の修繕も含めて大学が関与していないことから、公平性の観点からも支援のあり方について検討する必要がある。

③課外活動の活性化に向けた広報活動

学友会では、大学への帰属意識や教職員と学生の一体感の醸成に資するべく、文化系・体育系の活動を問わず、積極的な情報発信を行う取組みを行っている。

具体的な取組みとしては、本学公式Webサイト内に開設した学友会のWebサイトを行い、学友会所属各部会が部会の紹介や各種情報を入力することにより、活動内容、実績を多くの人に幅広く伝えることが可能となっている。さらに2014年度からは、中大スポーツ新聞部の協力を得て、試合結果等の情報をスピーディーかつ詳細に公開する仕組みを構築している。

加えて、学生側でも体育連盟の執行部が主体となって競技の観戦ツアーや企画し、学生を試合観戦に誘導する試みを実施しているほか、Facebookを活用して積極的に周知を行うなど広報にも力を入れている。

④部会活動に際しての危機管理体制の確立

学友会に所属する各部会の活動に際しては、活動内容や活動の仕方によっては事故等の危険を伴う場合もある。学友会では、事件・事故の未然防止には従来からの各部会の自主性に委ねるだけではなく、各部会の特性にあつた対策方法を指導し、啓発を行っていくことが有効であるとの認識に立ち、公認部会に対しては課外活動中に発生した怪我等の事故及び事故に対する対応内容について文書で学友会事務室に報告することを求めており、報告内容については事故の未然防止や発生時の適切な対応に資するよう、他

の部会に対しても共有を行っている。

また、部会に所属する学生が日常生活においても各種トラブルに巻き込まれることがないよう、学生や指導者に対して更なる注意喚起等を行う必要があることから、2016年度は体育連盟の学生を対象に、昨今の事件・事故・トラブルに精通している警察関係者を講師に迎えた「危機管理講習会」を開催し、意識付けを行っていく予定である。

(2) 資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

本学は、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、実社会が求める人材を育成する「実学」に取り組んできた伝統をもち、各種国家試験において顕著な実績をあげてきており、資格試験等の支援の強化については、現在も本学が全学的に取り組む重要な施策の一つに位置づけられている。具体的には、学内に、法曹をめざす学生のための「法職講座」と、公認会計士等をめざす学生のための「公認会計士講座」等を設置し、法曹や公認会計士として活躍している本学卒業生や国家試験合格者を講師・スタッフとして迎え、きめの細かい学修指導を行っている。これらの講座は、費用面においても学外の一般の専門学校と比較してはるかに低廉な受講料となっており、難関資格をめざす多くの学生が受講している。

1) 法職講座

①学部学生を対象とする学修プログラムの提供（多摩キャンパス）

本学では、法曹（裁判官、検察官、弁護士）を目指す学生の学修支援を目的とする講座として、「法職講座」を設置している。

本学においては伝統的に司法試験の受験指導に法学部が直接関与する体制をとらず、学生が自主的に組織した司法試験合格を目指す受験団体（現在、11団体が活動している。そのうち6団体が学術研究団体連合会を組織している。以下、これら6団体を「学研連」という。）のうち、学研連所属の司法試験受験団体が中心となってその役割を担ってきた。学研連所属の司法試験受験団体は、先輩法曹による後輩の指導に積極的に取り組み、互いにその成果を競い合うことによって多数の司法試験合格者を輩出し、「法科の中央」の名を高らしめてきた。

しかしながら、本学学生にとって魅力ある職業選択の幅が広がってきたこと、いわゆる司法試験予備校の隆盛とも相俟って他の有力大学が司法試験への取組みを強化してきたこと、キャンパスが郊外に移転したために先輩法曹の指導を受けにくくなつたこと等々の要因が重合して、1980年頃から徐々に学研連中心の指導体制に行き詰まりが生じるようになってきた。このような状況に対処するために、1983年3月に、学研連及び学員会法曹支部である中央大学法曹会の協力を得ながら、法人直轄の機関として、法曹を目指す本学学生及び卒業生に必要な知識の教授と受験指導を行うことを目的とする「法職講座運営委員会」を設置し、基礎講座をはじめとするカリキュラムに基づく指導を開始した。以後、司法試験の出題傾向、講座実施効果の検証、学生の学修状況等を踏まえ逐次カリキュラムを改正して対応してきた。

2004年度以降、法科大学院を中心とした法曹養成制度が開始されたことに伴い、将来、法曹となることを目標とする学部学生の在学中の目標が「旧司法試験に合格すること」から「主要な法科大学院に合格すること」に移行し、法職講座の受験指導に当たつての視座もこれに合わせて「旧司法試験に合格すること」から「主要な法科大学院に合格すること」に当然に移行することとなった。そのため、法職講座においては、講座・ゼミの指導方針

を従来の旧司法試験の出題傾向を踏まえた形から主要法科大学院の入学者選抜試験の出題傾向・出題形式を踏まえたものに改めるとともに、法科大学院入学者選抜試験受験までの中長期的な学修計画を合理的なものとしながら指導体制を一層強化することを期して、2008年度から3年計画でカリキュラム改正を行った。

これに引き続き、2011年から始まった司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）への対策については、当初は、特化した講座として設置することはせず、短答式試験合格者・論文式試験合格者には、それぞれに必要な指導を希望に応じて実施することとしていたが、2013年度後半から、学生のニーズに応え個々の学修進度に合わせる目的で、予備試験受験予定者を含めた指導を実施している。さらに、学部在学中の予備試験合格者に対しては、司法試験受験に向けた支援を実施している。

昨今、弁護士の就職難に端を発する法曹志望者の減少・法科大学院志願者の減少を受け、法科大学院入試の易化が進んでいる状況にあり、結果として法科大学院修了者の司法試験合格率がさらに低迷するという悪循環に陥っている一方で、学部や法科大学院在学中に予備試験に合格して司法試験を受験した者の司法試験合格率は85%を超えており、予備試験に合格して司法試験に合格した者は就職が極めて順調であるという社会状況に呼応するかたちで、近年は学部学生も法科大学院合格を目標とするのではなく、在学中に予備試験に合格することを目標として学修に励むのが趨勢となっている。

こうした状況を受けて、法職講座では、2014年度に法職講座運営委員会において「予備試験への対応も念頭におきつつ、変化する学生の学力レベルに対応する」ことを確認し、2015年度から講座・ゼミの指導内容や学修レベルを「学部在学中の予備試験合格も視野に入れて」設定するべく、逐次、講座・ゼミの改革を行っているところである。

2016年度現在、多摩キャンパスにおいて開講している講座・ゼミは次の通りである。

- ・「基礎講座」
 - 1年生向け：民法4月、刑法9月、憲法10月開講
 - 2年生向け：民事訴訟法4月、刑事訴訟法6月、商法10月、行政法11月開講
 - 3年生向け：行政法4月
- ・「基礎ゼミ」（夏季・春季休業期間を中心を開講）
 - 1年生向け：民法・刑法・憲法
 - 2年生向け：民事訴訟法・刑事訴訟法・会社法
 - 3年生向け：行政法
- ・「法科大学院進学対策答案作成ゼミ」
 - 1年生向け：民法9月開講
 - 2年生向け：刑法・憲法4月開講
- ・「法職答案練習会」（2年生以上向け：6月から随時開講）
- ・「事案分析力確立ゼミ」（2年生向け、9月開講）
- ・「適性試験対策講座」（2月開講、4月開講）
- ・「多摩研ゼミ（オーダーメイドゼミ）」（随時開講）

さらに、これらの講座・ゼミの開講に加えて、充実した受験指導と学修環境を提供する「法職多摩研究室」を設けている。法職多摩研究室に所属している学生（以下「法職研究室員」という。）に対しては、個々の学修状況に応じた個別指導が受けられるほか、多摩学生研究棟（通称「炎の塔」）内に個人専用の自習席が与えられ、日・祝日も含めて8時

から23時まで使用できるなど、学修に打ち込める環境が整備されている。

法職研究室員資格を得るために選抜試験（年2回実施）に合格する必要があり、更には、定期的に実施する選抜試験に合格し続けることを法職研究室員としての資格を維持するための要件とすることで、学修に対する意欲と学力水準の維持を図っている。また、7月及び12月に実施するゼミ受講資格認定試験においては、法職研究室員についても受講を希望する一般学生と同様に試験を課し、その成績に基づいてクラス分けを行う等、個々の学修に対する意欲と学力水準を維持する工夫を行っていることから、法職研究室員の学修レベルは極めて高い水準となっており、効果的な指導を実現することが可能となっている。

なお、法職研究室員を対象として実施するゼミについては、前出の司法試験受験団体に所属している学生に対しても、法職研究室員資格を得るための選抜試験やゼミ受講資格認定試験に合格することを条件に門戸を開放しており、オール中央大学として法曹を養成する体制を整えているところである。

以上のような充実した学修支援体制が奏功して、2016年度中央大学法科大学院入学者選抜試験において法職研究室員138名中130名（元研究室員を含む）が合格するなど、目覚ましい実績をあげている。

[表7-17 法職多摩研究室法科大学院合格実績及び進学先（2016年度入学）]

1. 合格実績

国公 私立の別	大学名	既修（人）	未修（人）	計（人）
私立	中央大学大学院	126	4	130
私立	慶應義塾大学大学院	100	2	102
私立	早稲田大学大学院	54	2	56
国立	東京大学大学院	36	1	37
私立	明治大学大学院	21	1	22
国立	一橋大学大学院	16		16
国立	京都大学大学院	5		5
国立	神戸大学大学院	2		2
国立	東北大学大学院	1		1
公立	首都大学東京大学院	1		1
私立	法政大学大学院	1		1
私立	立教大学大学院	1		1
合 計		364	10	374

2. 進学先

国公 私立の別	大学名	既修（人）	未修（人）	計（人）
国立	東京大学大学院	36	1	37
私立	中央大学大学院	32		32
私立	慶應義塾大学大学院	32		32
国立	一橋大学大学院	16		16
国立	京都大学大学院	4		4
私立	早稲田大学大学院	3	1	4
公立	首都大学東京大学院	1		1
合 計		124	2	126

*アンケート調査は、法職多摩研究室の室員、学研連ゼミ会員、ゼミ会員、元室員（2015年4月以降に所属歴がある者）を対象として、2015年12月に実施した。

*アンケート対象者は、138名（室員36名、学研連ゼミ会員81名、ゼミ会員1名、元室員12名、元学研連ゼミ会員5名、元ゼミ会員3名）だった。

*2015年の予備試験合格者は、13名（4年生：10名、3年生：3名）だった。

このように、現在の法職講座のカリキュラムは法科大学院進学対策としては十全に対応できているということができる。また、法職講座紹介パンフレットである『法律家になろう』を全国の高等学校のうち本学への進学実績の堅調な約400校に配布して法職講座を積極的に広報していることとも相俟って、1年次向けの入門講座として位置付けている基礎講座「民法」は、入学直後から開講するというスケジュールであるにも拘わらず450名前後の受講生を集めており、法曹を志して本学に入学しようという受験生の間では法職講座に対する評価が確立しているものと考えている。

しかしながら、近年、法職講座を受講する学生数が減少する傾向があることは否めず、特に1年次向けの講座では数年前より3割以上減少している。背景としては、本学法学部入学者の希望進路の多様化、司法試験合格率の低迷を中心とする法曹養成制度自体の混迷や司法修習終了者の就職状況の厳しさ等を要因として、法曹志望者自体が減っていることが考えられる。しかしながら、学部卒業の段階まで法曹への志を維持して勉強を続けている学生の数は、学修の初期段階での受講者数の減少を考えると、さほど減少しているとは言えない。

いずれにしても、法職講座としては、受講生減少の要因について引き続き分析することに加え、カリキュラムや各種講座の内容や有効性の検証も行いつつ、より一層の学修支援体制の強化に向けた検討を続けていくこととしている。

②本学法科大学院入学予定者・在学生・修了生に対する法律学の学修・研究活動支援及び実務への架橋とするための研修活動の実施（市ヶ谷田町キャンパス）

法科大学院における正課教育では、直接的に司法試験合格を目的とする学修支援を行うことができないとされていることから、法科大学院とは別の法人附置の組織として、法科大学院在学生・修了生が法曹として備えるべき専門的素養を形成するのに必要な法務研修の実施及び施設・設備の整備を中心とした学修支援体制を構築することを目的として、常任理事とOB・OGの法曹で構成する「法務研修運営委員会」を設置してこれらを推進することとしている。

法務研修の面においては、実務起案力を養成する面に重点を置いて法科大学院における教育を補完するという観点から、法曹として最前線で活躍し、かつ実務的な起案に精通しているOB・OGを中心とする数多くの実務法曹を講師として招聘し、これらの法曹が後輩の育成に当たる体制を構築し、裁判官、検察官または弁護士もしくは行政庁や企業等で法律知識を活かして活躍したいと考えているなど、各人の将来目指すべき法曹像毎に対応できるプログラムを半ばオーダーメイドで用意するとともに、年度途中であってもOB・OGを中心とする若手弁護士から適宜アドバイスを受けながら、随時、新しいプログラムを企画・実施することができる体制を整え、成果をあげている。これらのプログラムについては、実施する毎に参加者アンケートを行うとともに、参加者からの改善要望には即座に対応する体制を構築していることとも相俟って、常に極めて高い利用者満足度を得られる状況にある。こうした連綿と続く「先輩法曹が後輩を指導する」という体制は本学の良き伝統であり、まさにこれこそが法曹を志す者にとって本学の最大の長所であるといふことができる。また、法科大学院を修了した後に司法試験を受験することとなる関係で、法科大学院修了生が学修を続けるとともに、継続的に指導を受けられるようにすることを目的とした施設を特に用意していることが、他大学にはない本学の特徴ということができる。

なお、これらの学修・研修活動の支援については、市ヶ谷田町キャンパスで実施している。

2) 経理研究所

経理研究所においては、「質の高い相当数の公認会計士」と「簿記会計に強い中大生」の輩出を柱に、学生の公認会計士試験合格と簿記検定資格取得を積極的に支援している。

<2016年度開設講座>

- ・簿記会計講座
- ・Web簿記セミナー
- ・簿記会計上級講座
- ・公認会計士講座
- ・公認会計士講座（上級）
- ・税理士講座

<開設場所>

多摩キャンパスで開設。

加えて、Webサイトによる「中央大学経理研究所 学生サポートシステム」を導入しており、受講している講座の動画視聴や講師への相談・質問が可能となっている。

<講座の担当者>

経理研究所専任講師10人（全員公認会計士で経理研究所OB）、スタッフ約20人（在学生等の公認会計士試験合格者）が指導・支援を行っている。

これらの講座の2015年度における受講者実績は表7-18の通りである。

[表7-18 経理研究所受講者数（2015年度開講講座実績）]

講座名	受講者数
2014年度開講簿記会計講座	149
2015年度開講簿記会計講座	175
簿記会計講座2級・3級（簿記セミナー・Web簿記セミナー・就職支援講座）	158
簿記会計上級講座	5
2012年度開講公認会計士講座（4年プラン）	142
2013年度開講公認会計士講座（3年プラン）	145
2013年度開講公認会計士講座（4年プラン）	157
2014年度開講公認会計士講座（早期合格コース）	161
2014年度開講公認会計士講座（標準合格コース）	58
2015年度開講公認会計士講座	306
2014年度開講公認会計士上級講座	32
2015年度開講公認会計士上級講座	7
2014年度開講税理士基礎コース	3
2015年度開講税理士基礎コース	4

①公認会計士試験合格を目指す講座の内容及び支援策等について

公認会計士試験の基礎である簿記の資格取得を踏まえ、公認会計士試験合格を目指す

「公認会計士講座」、短答式試験合格者またはこれらの講座の受講経験者等を対象に論文式試験合格を目指す「公認会計士講座（上級）」がある。

具体的には公認会計士試験合格を目指す受講生のうち各人の基礎学力等の度合いに応じた合格目標年度別のプランを定め、短答式試験合格から論文式試験合格に至るまでの過程において、着実に理解力が身につくよう編成されたコース毎にカリキュラムを定めている。加えて、各学生の講義に対する理解度に応じた相談コーナーを常設し、個人指導・面談を通じた方向転向者の発生防止に努め、目標達成ができるよう積極的な支援策を講じてきている。

その中でも、論文式試験合格者増加対策として、次の3つの事項に注力している。1点目は答練等選抜試験の成績優秀者に対する個人指導、ゼミ形式指導の強化を徹底的に行っている。2点目は短答式試験合格者で論文式試験不合格者（論文式試験5科目のうちの一部科目合格者含む）を対象に、論文式試験合格発表直後の12月上旬から（一部受講生は論文式試験終了後の9月上旬から）次年度に向けた論文指導を中心とした公認会計士講座（上級）を、研究室（個人机）付で開講している。さらに3点目として、公認会計士講座受講経験者（修了者）であれば、短答式試験不合格でも希望者については公認会計士講座（上級）への受け入れを行っている。当該講座においては、研究室（個人机）付で短答式試験合格発表後の7月上旬から次回の短答式試験（12月実施の第Ⅰ回目）の合格を目指し、短答式試験対策を実施することとし、合格後の1月下旬からは既に開講している短答式試験合格者の論文式試験対策に合流することとしている。

これらの講座の教材については、各種法律の施行・改正、各種会計基準及び監査基準の改訂に伴う教材の適時対応と内容の充実を図ってきているほか、Web教材についても運用管理面において適時更新を行い、充実・強化に努めている。

過去5カ年の経理研究所における短答式試験及び論文式試験合格者数（経理研究所調べによる確認分のみ）についてみると、次のような結果となっている。

[表7-19 経理研究所における新公認会計士試験合格者数]

短絡式試験

	2015年		2014年		2013年		2012年	
	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回
合格者数（全国）	624	883	402	1,003	695	1,071	402	1,003
経理研究所	30	21	15	41	25	31	15	41
合格者数	51		56		56		51	

論文式試験

	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年
合格者数（全国）	1,030	1,076	1,149	1,301	1,447
(内) 現役合格者数	307	315	348	298	469
(内) 現役合格率	29.8%	29.3%	30.3%	22.9%	32.4%
中央大学合格者数	62	87	80	101	93
(内) 経理研究所合格者数	51	75	72	86	71
(内) 現役合格者数	24	35	38	40	37
(内) 現役合格率	47.1%	46.7%	52.8%	46.5%	52.1%

表7-19に示すように、論文式試験現役合格率の全国平均と比較して、経理研究所の

現役合格率は高い水準を維持している。なお、短答式試験合格以後2年間（論文式試験は3回の受験機会）は短答式試験（論文式試験の一部科目合格を含む）が免除となることから、短答式試験合格者の論文式試験合格率については実態が掴みにくい状況にあるが、在学生の受講生等の状況からして全国平均を上回っているものと推測される。

従って、経理研究所としては、まず短答式試験の在学中の早期合格者数をさらに増加させていくことが当面の目標といえる。短答式試験に合格すれば、以後2年間は論文式試験（当該年を含む3回の受験機会）のみの受験対策に重点を置くことができ、合格目標年度の違いこそあれ、在学中の合格の可能性を高めることが期待できるからである。

②簿記検定試験資格取得を目指す講座の内容及び支援策等について

簿記検定試験資格取得を目指す講座としては、日商簿記検定3～1級合格までを目指す「簿記会計講座」、さらに簿記会計講座受講経験者（修了者）を対象に、日商簿記検定1級合格を目指す「簿記会計上級講座」の3講座を開設している。なお、「簿記会計講座」では、日商簿記検定1級と同レベルの全経簿記能力検定上級合格をも目指すことができる。これらの講座は、第一義的には、商学部以外の学部に入学する学生に対して、簿記・会計の初步的・中間的・もしくは上級的な知識を教授するという意味を有しているが、他方では、商学部以外の学生に簿記・会計の知識を教授することで、他大学の学生との差別化も狙いとしている。簿記・会計は、企業を全体的に説明する上での知識として必要不可欠であり、それは世界的にも共通した考え方となっている。この知識を商学部以外の学部に入学してくる学生に教授する上では、経理研究所の果たす役割は大きい。

なお、日商簿記検定試験については、年3回実施（うち1級は2回実施）されるうちの2回（6月と11月）が、八王子商工会議所との取り決めに基づき、本学多摩キャンパスを指定会場として実施できる。これにより、受講生は対策講座の受講から実際の受験までを学内で完結することができ、他大学にはない大きなメリットとなっている。

簿記検定試験の結果については、正確な数値が掴みにくい現状にあるが、経理研究所受講生（中央大学多摩キャンパス会場受験者に限る）の2015年（6月と11月の2回の合計）の合格者数は、簿記1級が46人、2級が140人、3級が394人である。経理研究所受講生の合格率は下表のとおりである。

[表7-20 中央大学経理研究所受講生日商簿記検定試験合格率]
(2015年6月実施)

	1級	2級	3級
全国平均	8.8%	34.5%	52.7%
経理研究所	18.1%	46.0%	80.8%

※中央大学多摩キャンパス会場にて受験した者に限る

(2015年11月実施)

	1級	2級	3級
全国平均	9.6%	11.8%	26.1%
経理研究所	14.7%	19.6%	33.3%

※中央大学多摩キャンパス会場にて受験した者に限る

このほか、前述の簿記検定だけでなく公認会計士試験を目指したいという学生のために「公認会計士講座」への編入制度を、また、簿記検定のほかに税理士を目指したい学生のために「税理士講座」を開設している。

③学習環境の整備状況について

自習用の学生研究室として、電卓自習室を含め学生研究棟（炎の塔）及び4号館で合計約300席を整備している。公認会計士講座については、年度毎に合格目標年度別のプランを設けており、2015年度における各合格目標プラン（2015・2016・2017年度合格目標）における受講生数は全学年に跨り、多摩キャンパスで延べ1,000人強の受講生が在籍している。そのため、自習室については受講生全体の30%程度しか確保できていない状況である。現在、公認会計士講座等の受講生に対し、月に1回選抜試験を行い、成績上位者に研究室使用権利を付与しているのが実態であり、受講生の資格取得等目標達成と合格者増加に繋げるためには、受講生数を勘案した自習用の学生研究室の席数を増加するなど学習環境整備を積極的に推進していく必要がある。

以上の通り、本学は実学の伝統の発展的継承を重要課題の一つに掲げ、各種国家試験とりわけ司法試験及び公認会計士試験、並びに法科大学院入学者選抜試験の受験指導体制の強化を図ってきた。これら組織的な取組みの結果、各試験において多くの合格者を輩出していることからも、極めて有効であるといえる。

参考

【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 本学では、法職講座及び経理研究所を中心に司法試験や公認会計士試験等の各種資格試験受験を目指す学生のための支援を展開しており、着実に実績をあげている。毎年実施している新入生アンケートにおいても、半数近くの新入生が「資格試験等の実績と支援体制」が本学への入学を決めた大きな要素となったと回答しており、本学のブランド力向上に大きく寄与しているといえる。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 資格試験受験を目指す学生のための支援については、法職講座及び経理研究所それぞれにおいて、資格試験に係る動向や受講者のニーズ等を踏まえながらカリキュラム、学修環境の充実に継続的に取り組むとともに、安定した講座運営を可能とする体制の整備にも努めていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 資格試験受験を目指す学生のための支援については、資格試験に係る動向等を踏まえながらカリキュラム等の改善を図っている。具体的に、法職講座においては、2016年度より基礎講座の実施回数を増加し、知識定着の面において質・量の両面においてさらなる充実を図っているほか、受講者のニーズの変化に伴い、法科大学院「未修者コース」の募集を停止した。経理研究所においては、継続的に教材の改訂やWebサイトによるサポートシステムを通じた支援に注力している。

【2016年度自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 本学では、法職講座及び経理研究所を中心に司法試験や公認会計士試験等の各種資格試験受験を目指す学生のための支援を展開しており、着実に実績をあげている。毎年実施してい

る新入生アンケートにおいても、半数近くの新入生が「資格試験等の実績と支援体制」が本学への入学を決めた大きな要素となったと回答しており、本学のブランド力向上に大きく寄与しているといえる。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 資格試験受験を目指す学生のための支援については、法職講座及び経理研究所それぞれにおいて、資格試験に係る動向や受講者のニーズ等を踏まえながらカリキュラム、学修環境の充実に継続的に取り組むとともに、安定した講座運営を可能とする体制の整備にも努めいく。